

第 3 次本庄市障害者計画
第 5 期本庄市障害福祉計画
第 1 期本庄市障害児福祉計画

平成 3 0 年 3 月

本庄市

はじめに



全ての人が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現は、誰もが目指すべき理想の姿であります。

もとよりこうした地域社会の形成は、行政の力だけではなく、市民の皆様をはじめ企業や各種関係機関の方々のご理解とご協力のもと絶え間ない努力により初めて成し遂げられるものであります。

本庄市が生誕の地である埴保己一先生は、盲目という障害を抱えながらも、不断・不屈の努力により、「群書類従」を編纂されました。その偉業は、計り知れない足跡を我が国の文化史上に残しました。その陰で、先生の周囲において、惜しみ無い力添えをした多くの人々の支えがあったことを忘れてはなりません。このことは、後世の私たちに、あるべき共生社会の一端を指し示してくれています。

本庄市では、障害のある方のための施策に関する基本的な計画として、平成 24 年 3 月に障害者基本法に基づく「第 2 次本庄市障害者計画」を、また、障害のある方に対する障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援の提供体制の確保に関する計画として、平成 27 年 3 月に障害者総合支援法に基づく「第 4 期本庄市障害福祉計画」を、それぞれ策定し、計画の実現に向け取り組みを進めて参りましたが、平成 29 年度で両計画とも期間が満了いたします。これを受け、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間を計画期間とした「第 3 次本庄市障害者計画」を、また、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間を計画期間とした「第 5 期本庄市障害福祉計画」をそれぞれ策定しました。さらに、改正児童福祉法に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間を計画期間として、障害のあるお子さんへの通所支援や相談支援の提供体制の確保に関する計画である「第 1 期本庄市障害児福祉計画」を新たに策定しました。

近年、障害のある方に対する施策は、法整備を含め大きな変容を遂げています。その一例として、障害者総合支援法の改正により平成 30 年 4 月から自立生活援助や就労定着支援などの新しい福祉サービスが創設されることとなります。

今後とも国・県の動向を注視しつつ、適宜、計画の改善も視野に入れ、本計画の基本理念である「みんなが輝く共生のまち 本庄」の構築を目指して、市民の皆さんや保健、医療、福祉、労働、教育をはじめとする幅広い関係者の皆さんと連携・協働して取り組んで参りたいと存じます。

この度の 3 計画の策定にあたりましては、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました市民の皆様、障害のある方やそのご家族、関係団体の方々、そして、お忙しい中、会議にご出席いただいた本庄市障害者計画策定協議会委員の皆様には、心より感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

本庄市長

吉田信解

目 次

計画の策定	1
第 1 章 計画策定にあたって	3
第 1 節 計画策定の趣旨	3
第 2 節 計画の性質	3
第 3 節 計画の構成と期間	4
第 4 節 障害福祉に関する制度・施策の変遷	7
(1) 「障害者基本法」の改正	7
(2) 「障害者総合支援法」の改正	7
(3) 「発達障害者支援法」の改正	9
(4) その他の障害者施策をめぐる近年の動き	9
第 3 次本庄市障害者計画	13
第 1 章 障害者を取り巻く状況	15
第 1 節 本市の現状	15
(1) 人口の推移	15
(2) 世帯数の推移	16
第 2 節 障害者の動向	16
(1) 手帳所持者数の推移	16
(2) 身体障害者（児）の状況	18
(3) 知的障害者（児）の状況	20
(4) 精神障害者（児）の状況	21
(5) 難病患者などの状況	22
(6) 障害支援区分の状況	22
(7) 就学等の状況	23
(8) 経済的支援	24
第 2 章 計画策定にかかる調査	25
第 1 節 実施概要	25
(1) アンケート調査	25
(2) 障害者関連団体・事業所等ヒアリング調査	26

第2節 調査結果の概要	27
(1) アンケート調査	27
(2) 障害者関連団体・事業所等ヒアリング調査	37
第3章 計画が目指す姿	39
第1節 障害者計画における課題の整理	39
(1) 地域でともに暮らすための環境整備	39
(2) 誰もが安心して暮らすことのできるまちづくり	39
(3) 障害のある人の自立支援	40
(4) 障害のある人の生きがいづくり	40
第2節 計画の理念	41
(1) 基本理念	41
(2) 基本目標	41
第3節 施策体系	43
第4章 計画の内容	44
第1節 基本目標1 「共生」のまちづくり	44
(1) 地域でともに暮らす社会の構築	44
(2) 安心して暮らすことのできる地域づくり	52
第2節 基本目標2 一人ひとりが輝くまちづくり	55
(1) 社会的に自立できる社会の構築	55
(2) 生きがいの創出	59
第3節 計画の推進	61
(1) 庁内における体制	61
(2) 全市的体制	61
第5期本庄市障害福祉計画・第1期本庄市障害児福祉計画	63
第1章 障害福祉計画における目標	65
第1節 平成32年度（2020年度）の数値目標	65
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	65
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	66
(3) 地域生活支援拠点等の整備	66
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	67
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	69

第2章 サービス等の見込み量とその確保方策	70
第1節 訪問系サービス	70
(1) 各種サービスの概要	70
(2) サービス量の実績	71
(3) 見込み量の考え方	71
第2節 日中活動系サービス	72
(1) 各種サービスの概要	72
(2) サービス量の実績	73
(3) 見込み量の考え方	74
第3節 居住系サービス	76
(1) 各種サービスの概要	76
(2) サービス量の実績	76
(3) 見込み量の考え方	77
第4節 相談支援	78
(1) 各種サービスの概要	78
(2) サービス量の実績	78
(3) 見込み量の考え方	79
第3章 地域生活支援事業	80
第1節 地域生活支援事業の概要	80
第2節 各事業における確保の方策	81
(1) 理解促進研修・啓発事業	81
(2) 自発的活動支援事業	82
(3) 相談支援事業	83
(4) 成年後見制度利用支援事業	85
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	86
(6) 意思疎通支援事業	87
(7) 日常生活用具給付等事業	88
(8) 手話奉仕員養成研修事業	89
(9) 移動支援事業	90
(10) 地域活動支援センター事業	91
(11) 訪問入浴サービス事業	92
(12) 日中一時支援事業	93

(13) 巡回支援専門員整備事業.....	94
(14) 社会参加支援事業.....	95
(15) 就業・就労支援事業.....	96
第3節 地域生活支援事業実績と見込み（総括表）	97
第4章 障害児支援事業.....	100
第1節 障害児通所支援	100
(1) 各種サービスの概要.....	100
(2) サービス量の実績	101
(3) 見込み量の考え方.....	102
第2節 障害児相談支援.....	103
(1) サービスの概要	103
(2) サービス量の実績.....	103
(3) 見込み量の考え方.....	103
資料編	105
計画策定に係る資料.....	107
◆策定体制	107
(1) 本庄市障害者計画策定協議会.....	107
(2) 本庄市障害者計画策定庁内検討会議.....	110
◆策定の経過	113
◆用語の解説	115

計画の策定

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、合併前に策定された「本庄市障害者計画」（平成11年3月）、「児玉町障害者プラン」（平成12年3月）をはじめとして、障害のある人を支える施策を展開してきました。合併後の新しい本庄市となった後も、平成18年に「第1期本庄市障害福祉計画」を、平成19年に「第1次本庄市障害者計画」を策定し、それ以降も本市に居住する障害のある人のための施策やサービスの提供に努めてきました。平成23年度に策定した「第2次本庄市障害者計画」では、「みんなが輝く共生のまち 本庄」を計画の理念（将来像）として掲げ、「地域でともに生きるための環境創造」や「安心して暮らし、活動できる生活環境の整備」、「社会的な自立や生きがいある生活の実現」を計画の柱として定めて各施策を進めてきました。

本計画は、「第2次本庄市障害者計画」及び「第4期本庄市障害福祉計画」が計画期間を終了することを受けてこれまでの施策や事業を見直すとともに、新たな制度や社会の変動を踏まえながら、本市の障害者施策のあり方を定めるものです。なお、これまで「障害福祉計画」の中に位置づけられてきた障害児支援事業については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」及び「児童福祉法」の一部改正により、「第1期本庄市障害児福祉計画」として策定することとなりました。

第2節 計画の性質

本計画は、「障害者基本法」の規定に基づき、障害者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、地方公共団体等との連携・協力を得て作成する障害のある人のための施策に関する基本的な計画（＝障害者計画）と障害者総合支援法の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画（＝障害福祉計画）及び「障害福祉計画」と一体のものとして作成する「障害児福祉計画」を合わせ、相互に調和のとれた計画として策定するものです。

第3節 計画の構成と期間

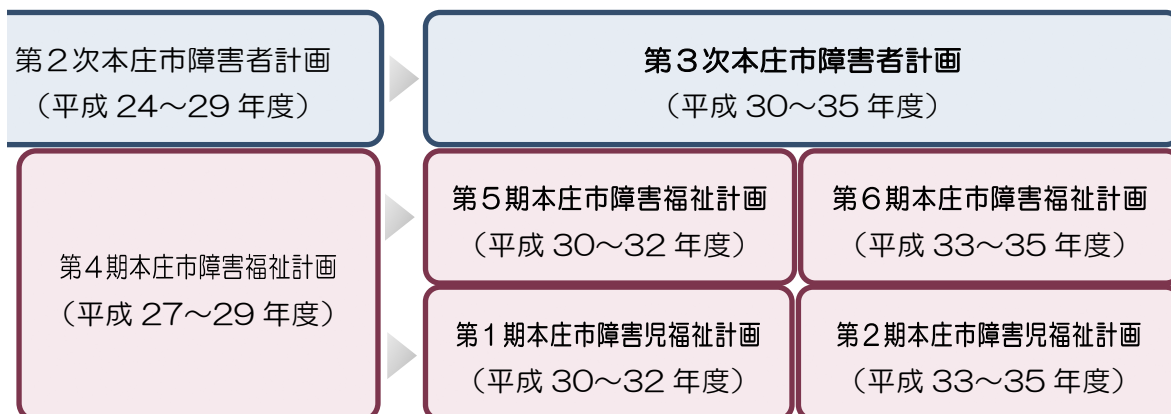
本計画は3つの個別計画から構成されており、それぞれの計画期間は以下の通りとなっています。

■本計画の構成と計画期間■

計画	①第3次本庄市障害者計画	計画期間	平成30～35年度（6年間） （2018～2023年度）
計画の概要	障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」として策定するもの。 障害のある人が地域の中でともに暮らす社会を実現するために、市町村が地域における行政の中核機関として、都道府県等の支援を受けながら、市町村に配置されている福祉施設等のサービス機関、国や都道府県の所管する機関などと総合的に連携体制を構築するための計画。		
計画	②第5期本庄市障害福祉計画	計画期間	平成30～32年度（3年間） （2018～2020年度）
計画の概要	障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」として策定するもの。 障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする。		
計画	③第1期本庄市障害児福祉計画	計画期間	平成30～32年度（3年間） （2018～2020年度）
計画の概要	児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」として策定するもの。 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が求められるものであり、障害福祉計画と一体のものとして策定する。		

■本計画の計画期間■

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)	...
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----



「障害者計画」は市の障害者施策の基本計画としての機能を有しています。一方、「障害福祉計画」は「障害者計画」に記載される生活支援における障害福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられるものです。

■障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の性格■

障害者計画

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

障害福祉計画

- 障害者総合支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

障害児福祉計画

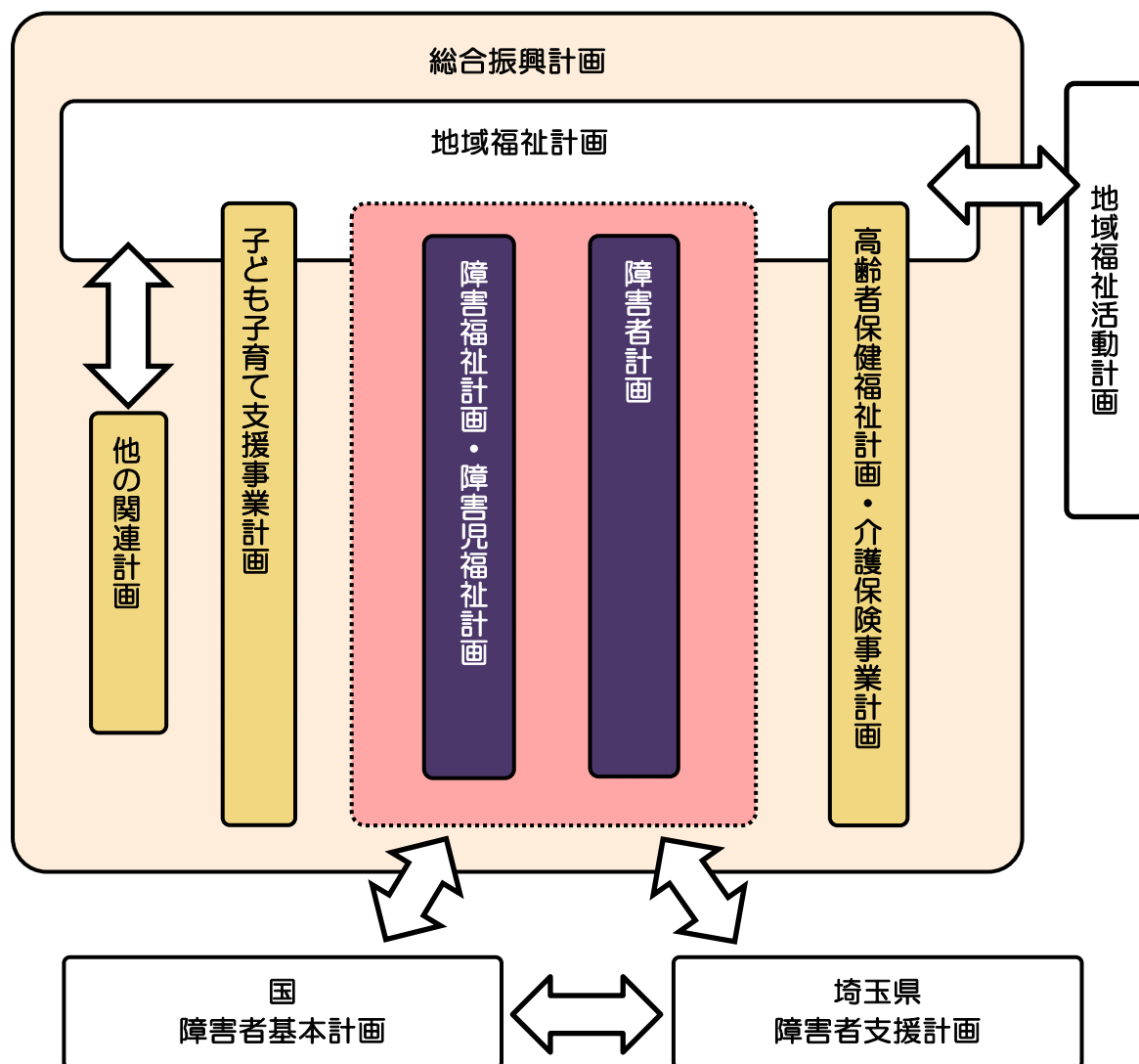
- 児童福祉法（第33条の20）に基づく、障害児通所支援等の確保に関する実施計画
- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画

■本計画における障害者等の概念■

- 『障害者』とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。なお、『発達障害』とは、発達障害者支援法第2条第1項に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいい、『高次脳機能障害』とは、事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障害のことをいいます。
 - 『障害児』とは、児童福祉法第4条第2号の規定に従うものであり、「児童」（18歳未満の者）のうち「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」のことをいいます。
 - 『難病患者』とは、「難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者」をいいます。
- [補説]『社会的障壁』とは、障害者基本法第2条第2号に規定する「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。

また、本計画は、本庄市の最上位計画となる「本庄市総合振興計画」をはじめ、福祉分野における上位計画である「本庄市地域福祉計画」の部門計画として位置づけられるものです。本計画は、本市の策定する「総合振興計画」、「地域福祉計画」等の各種関係計画及び国・県の策定する計画等と調和を保った計画として策定します。

■本計画の関連計画との関係性■



第4節 障害福祉に関する制度・施策の変遷

我が国においては、平成18年の「障害者自立支援法」の施行から、障害者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきました。平成26年には障害者権利条約が批准され、平成28年には「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の一部改正など、障害者に関する法律や制度は目まぐるしく変化しています。

こうした制度の変更や社会情勢の変化に対応しつつ、本市に居住する障害のある人が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、関係団体や事業者などとの連携を図っていく必要があります。

(1) 「障害者基本法」の改正

障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念に則り、全ての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、「障害者基本法」が改正され、平成23年8月から施行されました。

また、“障害者”の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらを基に、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、ともに学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

(2) 「障害者総合支援法」の改正

障害福祉施策については、障害のある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、身体障害、知的障害及び精神障害それぞれについて、市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が行われてきました。

まず、平成15年4月1日から施行された「支援費制度」によって、サービスのあり方をそれまでの「措置」から「契約」に大きく変え、自己決定の尊重や、利用者本位の考え方が明確になりました。

続いて、平成18年4月1日から施行された「障害者自立支援法」によって、身体障害のある人及び知的障害のある人に加え、「支援費制度」の対象となっていなかった精神障害のある人も含めた一元的な制度を確立するとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障害のある人が必要な障害福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。

その後、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とする内容を含む「地域社会に

おける共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成25年4月1日から施行（一部、平成26年4月1日施行）されました。

さらに、「障害者総合支援法」の附則で規定された施行後3年（平成28年4月）を目途とする見直しにより、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立しています。

今回の「障害者総合支援法」の改正では、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害のある子どもへの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われています。

なお、施行期日については、医療的ケアを要する障害のある子どもに対する支援の創設（公布日施行）を除いて平成30年（2018年）4月1日としています。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）■

1. 障害者の望む地域生活の支援

- ①地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- ②就労定着に向けた支援を行う新たなサービスの創設
- ③重度訪問介護の訪問先の拡大
- ④高齢の障害のある人への介護保険サービスの円滑な利用

2. 障害児通所支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ①居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- ②保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- ③医療的ケアを要する障害のある子どもに対する支援
- ④障害のある子どもへのサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- ①補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- ②障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- ③自治体による調査事務・審査事務の効率化

（３）「発達障害者支援法」の改正

「発達障害者支援法」の施行から約10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援の必要性から、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立し、同年8月1日から施行されました。

今般の法改正では、発達障害のある人の支援のより一層の充実を図るため、目的規定及び“発達障害者”の定義の見直し、基本理念の新設、国及び地方公共団体の責務の規定、国民に対する普及及び啓発等のほか、発達障害のある人の支援のための施策について、発達障害のある人の教育、就労、地域における生活等に関する支援、権利利益の擁護、司法手続における配慮、発達障害のある人の家族等の支援を強化することが規定されています。

（４）その他の障害者施策をめぐる近年の動き

①「障害者虐待防止法」の施行

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が平成23年6月に成立し、平成24年10月1日から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為全てを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

なお、本市では、これに基づき本庄市障害者虐待防止センターを設置し対応しています。

②「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の施行

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が平成25年4月1日に施行されました。

本市では、「本庄市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、調達先の提供可能な役務・物品と市内部の需用の調整を図り、できる限り障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図っています。

なお、調達結果については、市のホームページ（<http://www.city.honjo.lg.jp/>）に公表しています。

③「障害者雇用促進法」の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）が平成25年6月に改正され、平成28年4月1日から（一部は、平成25年6月又は平成30年（2018年）4月から）施行されました。

この改正により、新たに次の事項が定められています。

- 障害者の範囲の明確化 [平成25年6月19日施行]
- 障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務 [平成28年4月1日施行]
- 法定雇用率の算定基礎の見直し [平成30年（2018年）4月1日施行]

④「障害者差別解消法」の施行

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が平成25年6月に成立し、平成28年4月1日から施行されました。この法律においては、「障害者基本法」に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。

本市では、広報への掲載、事業者向けへの説明会を開催し、障害者差別解消法の周知を図っています。

■障害福祉に関する国・県、本庄市の動向一覧

年	国	埼玉県	本庄市
H18	◇障害者自立支援法の施行 ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	重点施策実施5か年計画	第1期埼玉県障害者支援計画
H19	◇障害者権利条約署名		
H20	◇児童福祉法の改正		第1次本庄市障害者計画
H21			
H22			
H23	◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行	重点施策実施5か年計画	第2期本庄市障害福祉計画
H24	◇障害者虐待防止法の施行		
H25	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行	障害者基本計画（第2次）	第3期本庄市障害福祉計画
H26	◇障害者権利条約の批准		
H27	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行		
H28	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法一部改正の施行		第2次本庄市障害者計画
H29			
H30	◇障害者総合支援法及び児童福祉法の施行（一部公布日から施行）	次期計画	本計画

第 3 次本庄市障害者計画

**平成 3 0 年度～平成 3 5 年度
(2 0 1 8 年度～ 2 0 2 3 年度)**

第1章 障害者を取り巻く状況

第1節 本市の現状

(1) 人口の推移

住民基本台帳による平成29年4月1日現在の総人口は、78,781人となっています。直近6年間では、一貫して減少傾向にあります。年齢3区分別人口でみると、18歳未満人口と18～64歳人口は減少傾向にありますが、65歳以上（高齢者）人口は増加傾向にあり、65歳以上人口が総人口に占める割合（高齢化率）も上昇傾向にあります。

本市においても、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口と年齢3区分別人口の推移■

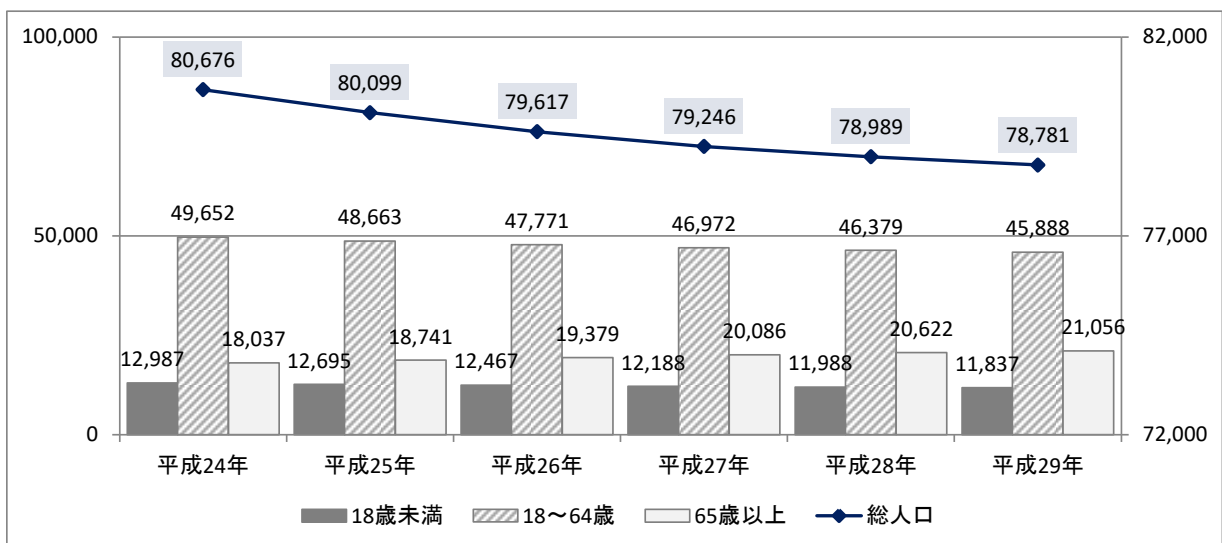
（単位：人、％）

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	人口	12,987	12,695	12,467	12,188	11,988	11,837
	（構成比）	16.1	15.8	15.7	15.4	15.2	15.0
18～64歳	人口	49,652	48,663	47,771	46,972	46,379	45,888
	（構成比）	61.5	60.8	60.0	59.3	58.7	58.2
65歳以上	人口	18,037	18,741	19,379	20,086	20,622	21,056
	（構成比）	22.4	23.4	24.3	25.3	26.1	26.7
総人口		80,676	80,099	79,617	79,246	78,989	78,781

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■総人口と年齢3区分別人口の推移■

（単位：人）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、平成24年には32,676世帯でしたが、平成29年には33,612世帯と増加傾向で推移しています。平均世帯人員をみると、平成24年には2.47人となっていました。平成29年には2.34人と減少傾向を示しており、核家族化が進行していることがうかがえます。

■世帯数の推移■

(単位：世帯、人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
世帯数	32,676	32,394	32,603	32,903	33,238	33,612
平均世帯人員	2.47	2.47	2.44	2.41	2.38	2.34

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

第2節 障害者の動向

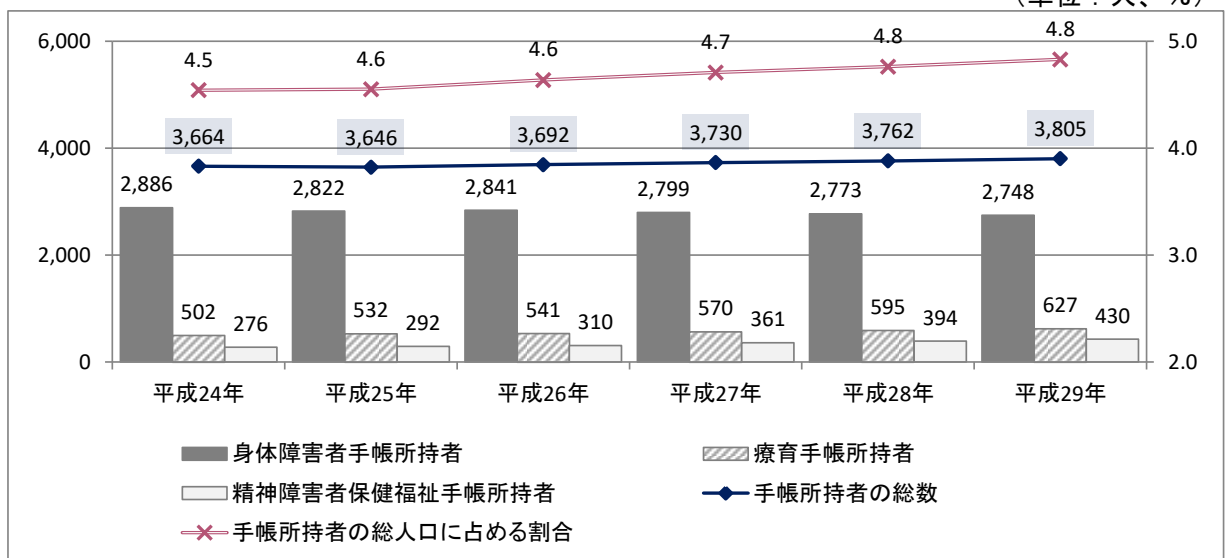
(1) 手帳所持者数の推移

本市における障害者の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、平成29年4月1日現在で、3,805人となっています。障害種別にみると、身体障害者手帳の所持者が最も多く、2,800人前後で推移してきました。身体障害者手帳所持者は微減で推移していますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

手帳所持者の総人口に占める割合も、わずかではありますが上昇しています。

■障害者の手帳所持者数の推移■

(単位：人、%)



資料：埼玉県（各年4月1日現在）

手帳所持者の年齢構成をみると、平成29年においては、18歳未満の身体障害者手帳所持者が身体障害者手帳所持者全体に占める割合は、約2.1%となっており、圧倒的多数を18歳以上の障害者が占めています。また、65歳以上（高齢者）の身体障害者手帳所持者が約69.8%を占めており、人口推移と同様、高齢化が進んでいることがわかります。

療育手帳所持者については全ての年齢層で増加傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者についても増加傾向が続いています。

■障害者の手帳所持者数の年齢別推移■

（単位：人）

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障害者 手帳所持者	18歳未満	55	56	53	53	60	57
	18～64歳	916	853	852	830	806	774
	65歳以上	1,915	1,913	1,936	1,916	1,907	1,917
	計	2,886	2,822	2,841	2,799	2,773	2,748
療育手帳 所持者	18歳未満	108	115	122	132	138	139
	18～64歳	350	370	370	388	401	427
	65歳以上	44	47	49	50	56	61
	計	502	532	541	570	595	627
精神障害者 保健福祉 手帳所持者	計	276	292	310	361	394	430

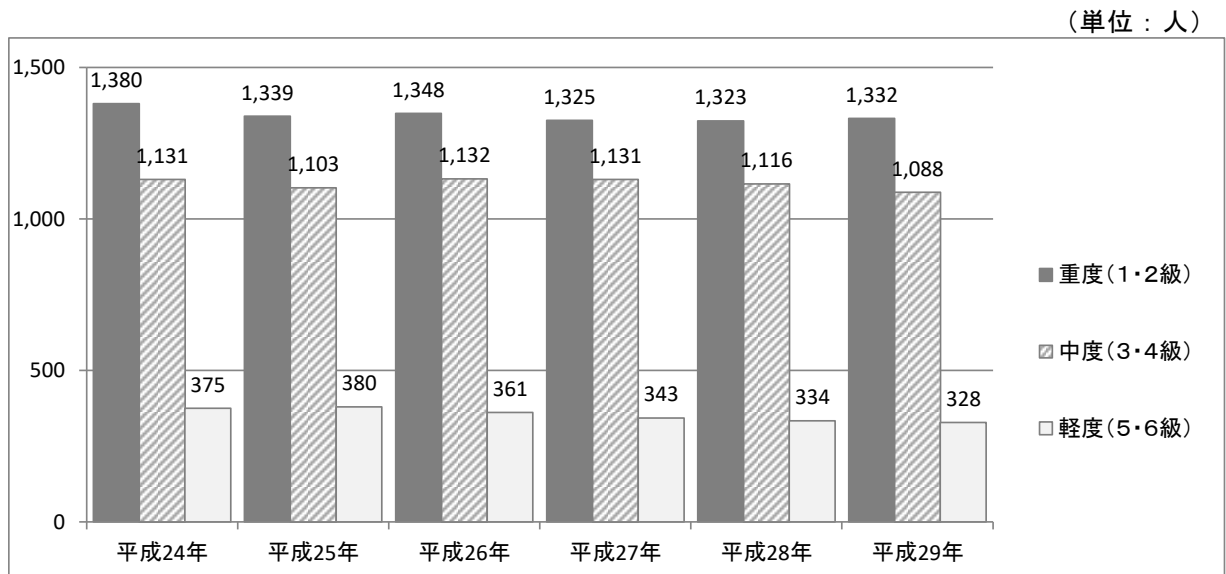
資料：埼玉県（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者（児）の状況

身体障害者手帳所持者数を障害の等級別にみると、平成29年においては、「重度（1・2級）」が1,332人で最も多く、次いで「中度（3・4級）」が1,088人、「軽度（5・6級）」が328人となっています。

身体障害者手帳所持者は、この6年間ではわずかに減少傾向で推移していますが、「軽度（5・6級）」の減少率が他と比較して大きくなっています。

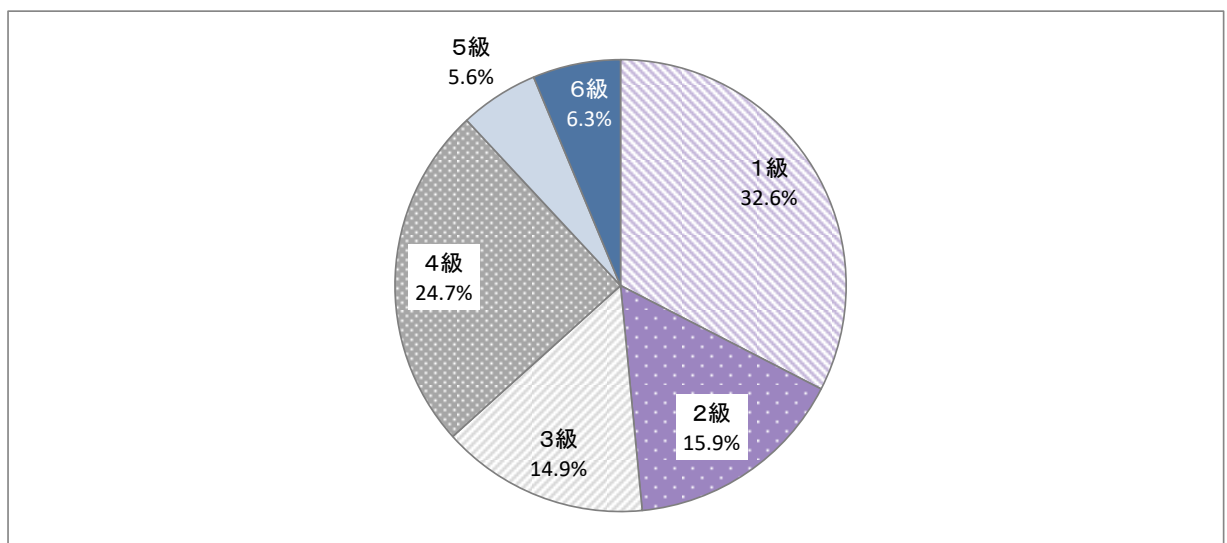
■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移■



資料：埼玉県（各年4月1日現在）

■身体障害者手帳所持者（等級別）構成比（平成29年）■

（単位：％）

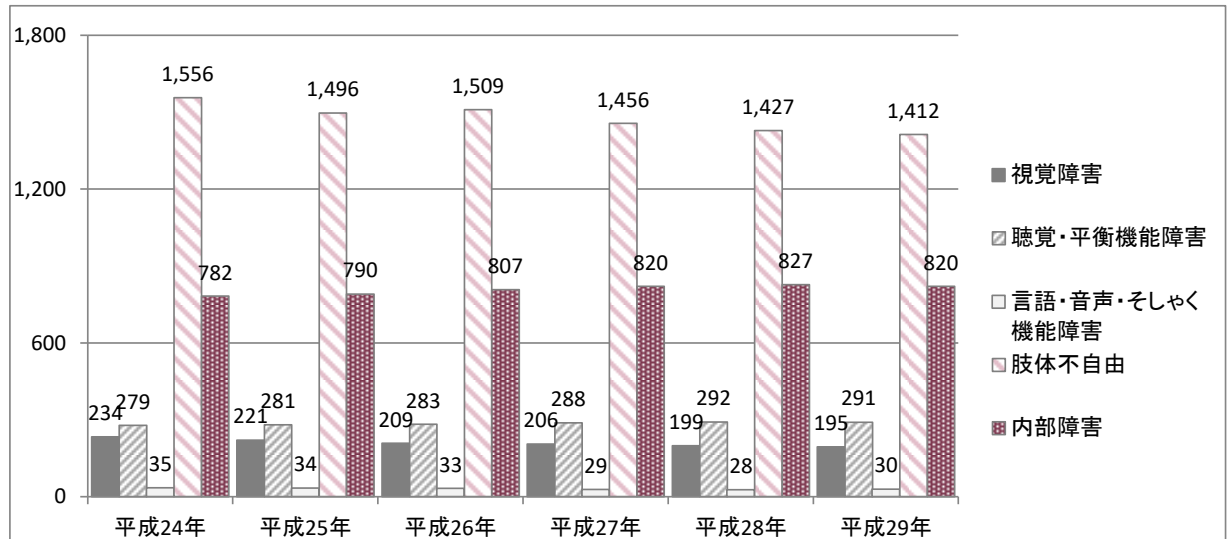


資料：埼玉県（平成29年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数を障害の部位別にみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」、「聴覚・平衡機能障害」などとなっています。また、この6年間では「肢体不自由」や「視覚障害」などの手帳所持者数は減少傾向にあります。一方、「聴覚・平衡機能障害」、「内部障害」の手帳所持者数は増加傾向を示しています。

■身体障害者手帳所持者数（部位別）の推移■

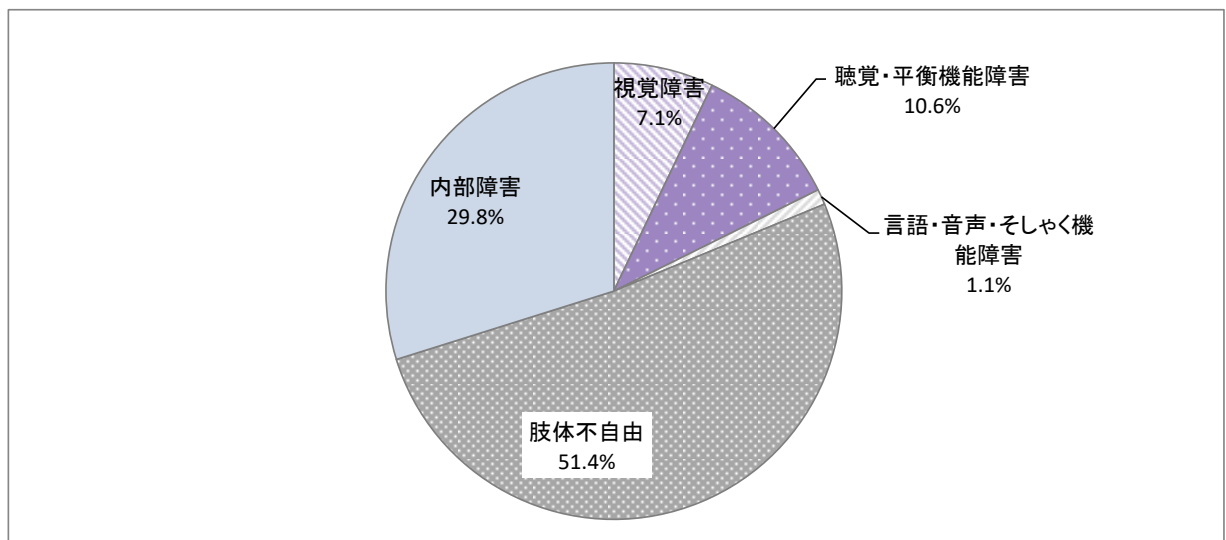
（単位：人）



資料：埼玉県（各年4月1日現在）

■身体障害者手帳所持者（部位別）構成比（平成29年）■

（単位：%）



資料：埼玉県（平成29年4月1日現在）

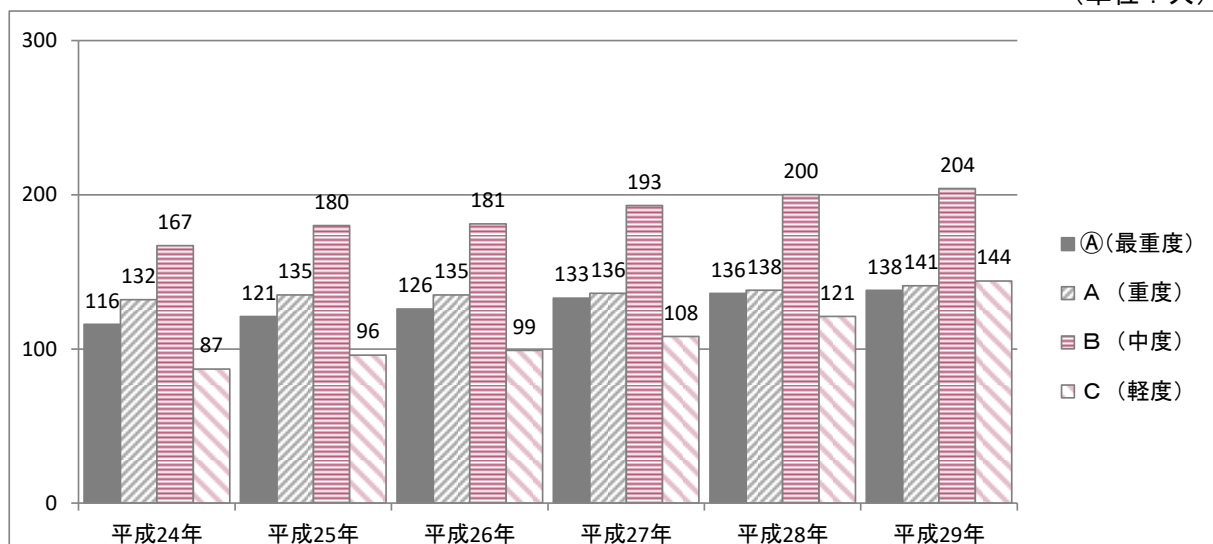
（３）知的障害者（児）の状況

療育手帳所持者数の推移を障害の等級別にみると、「㉠（最重度）」、「A（重度）」と比較して、「B（中度）」、「C（軽度）」がより増加していることがわかります。

平成29年における療育手帳所持者を障害程度別にみると、「B（中度）」が32.5%で最も多くなっています。

■療育手帳所持者数（障害程度別）の推移■

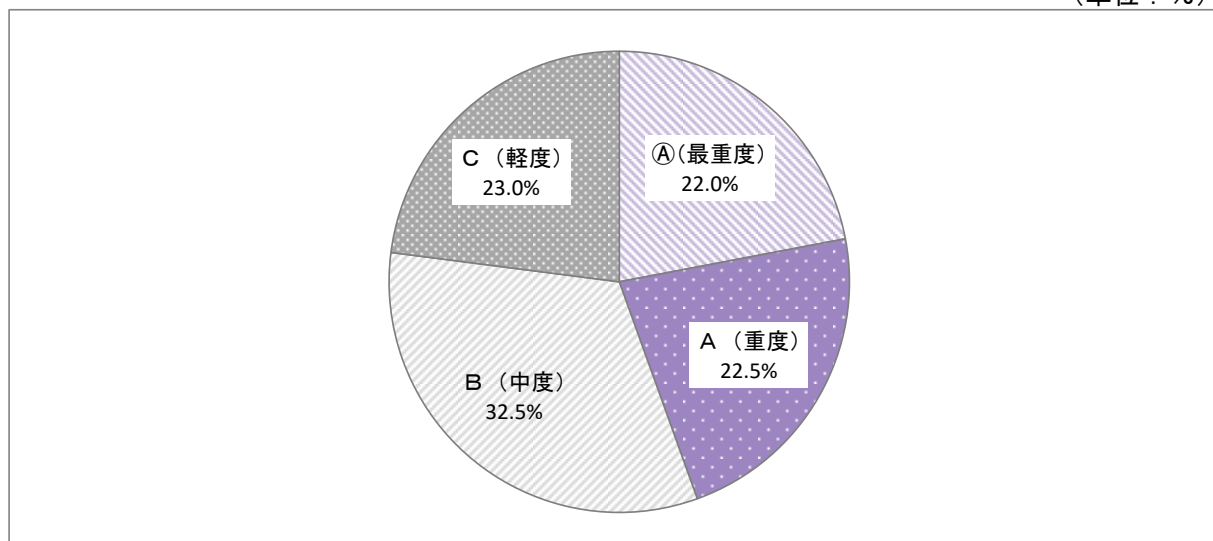
（単位：人）



資料：埼玉県（各年4月1日現在）

■療育手帳所持者（障害程度別）構成比（平成29年）■

（単位：％）



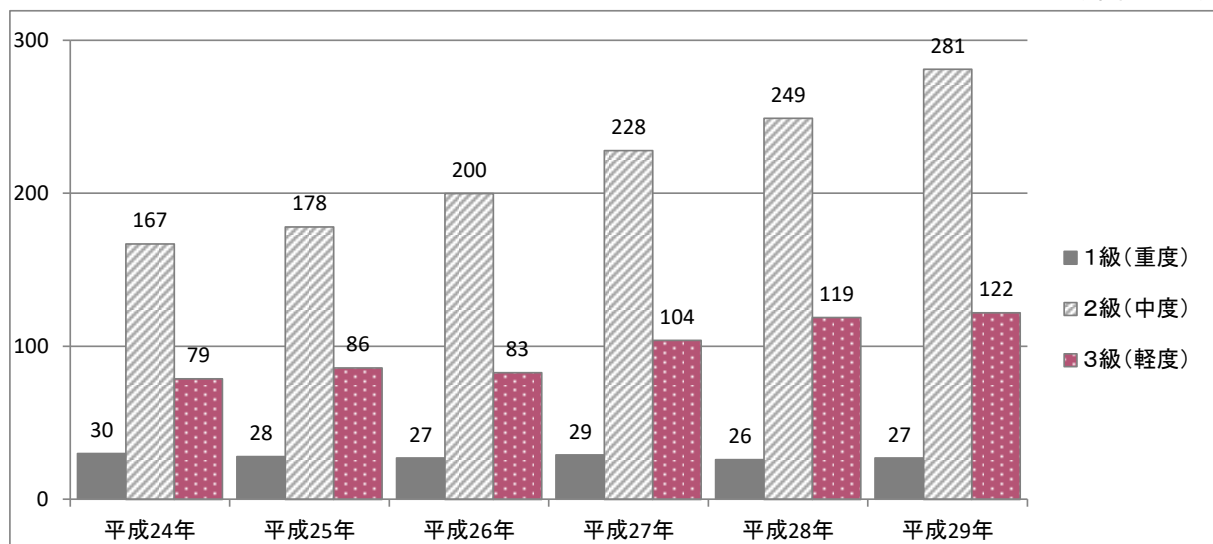
資料：埼玉県（平成29年4月1日現在）

（４）精神障害者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を障害の等級別にみると、「１級（重度）」はほぼ横ばいで推移していますが、「２級（中度）」と「３級（軽度）」は増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移■

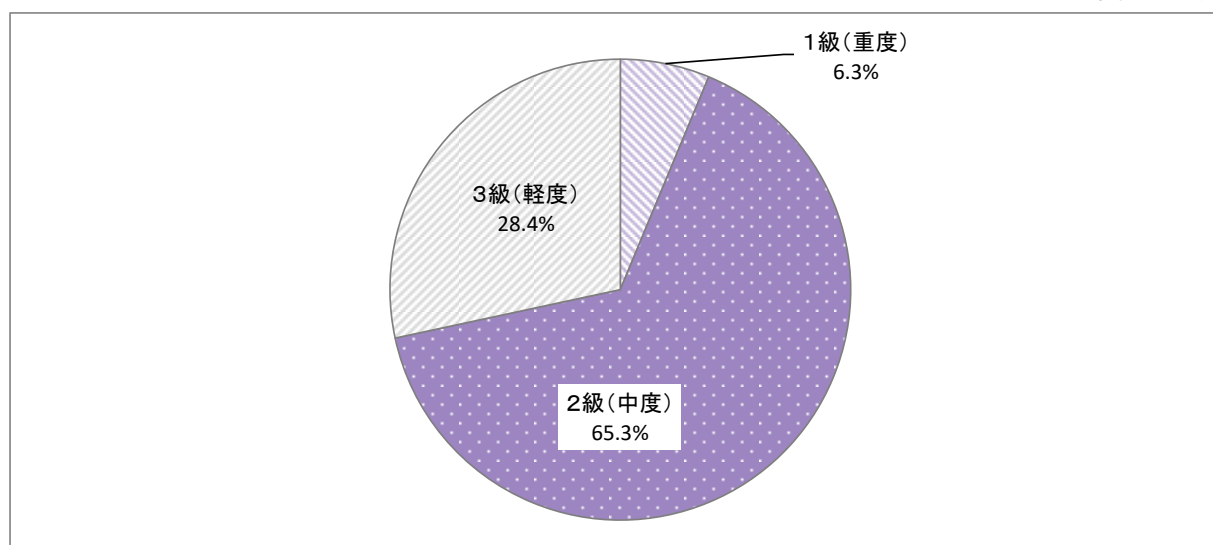
（単位：人）



資料：埼玉県（各年４月１日現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者（部位別）構成比（平成29年）■

（単位：％）



資料：埼玉県（平成29年４月１日現在）

（５）難病患者などの状況

発病の機構が明らかではなく、治療方法が確立していない、いわゆる「難病」のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」とし、その治療に係る医療費の一部を公費で負担しています。

指定難病と小児慢性特定疾病（小児慢性特定疾病とは、子どもの慢性疾患のうち、国に認定された小児がんなど特定の疾病を指します。）の医療受給者数の合計は、平成29年には612人となっており、過去6年間ににおいては増加傾向にあります。

■医療受給者証所持者数の推移■

（単位：人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
指定難病	472	488	484	527	534	539
小児慢性特定疾病	65	58	59	58	72	73
計	537	546	543	585	606	612

資料：埼玉県（各年4月1日現在）

（６）障害支援区分の状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要になる場合があります。

以前は「障害程度区分」という名称でしたが、本区分が障害の程度（重さ）ではなく、標準的な支援の必要の度合を示す区分であることがわかりにくいこと、また、知的障害・精神障害についてはコンピュータによる一次判定で低く判定される傾向にあり、その特性が反映できない恐れがあるなどの課題が指摘されており、平成26年4月より「障害支援区分」に改められました。

本市における「障害支援区分」の認定者の状況は以下の通りです。

■障害支援区分の推移■

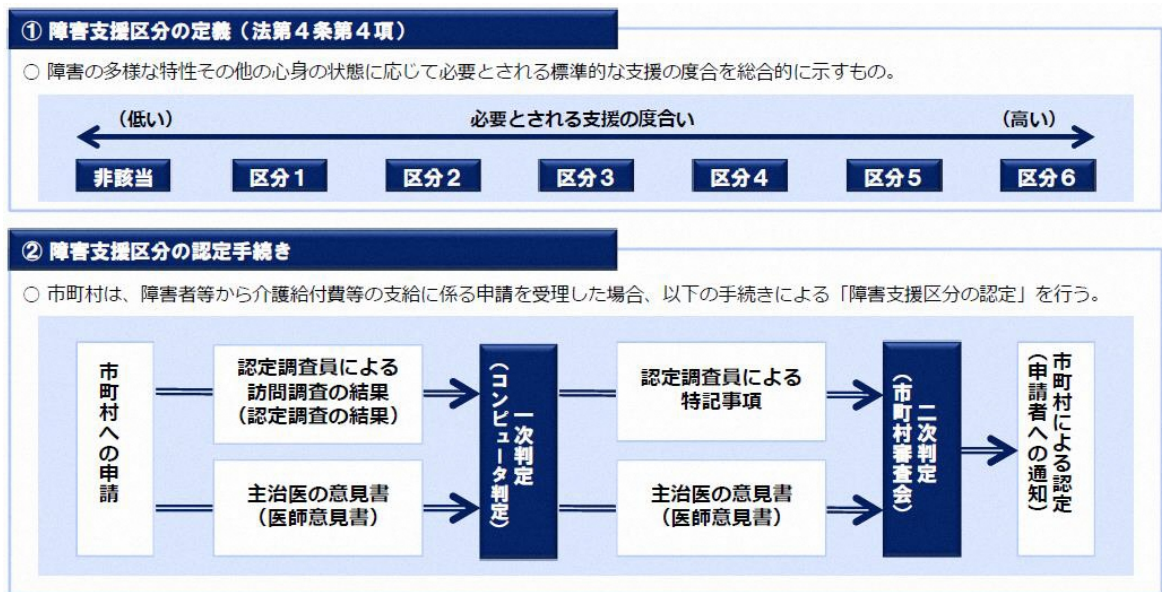
（単位：人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
区分1	19	18	20	15	13	7
区分2	40	44	46	45	58	61
区分3	63	63	70	60	69	62
区分4	48	51	53	58	61	59
区分5	48	47	45	49	49	54
区分6	56	63	71	81	83	89
計	274	286	305	308	333	332

資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

※平成24年と平成25年は、「障害程度区分」。

■障害者総合支援法における「障害支援区分」の概念■



資料：厚生労働省「障害支援区分の概要」

（7）就学等の状況

障害児保育の実施状況は、平成29年には24人となっています。

■障害児保育の実施状況の推移■

（単位：人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
障害児保育の実施状況	7	11	15	21	14	24

資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

また、本市の小学校、中学校に設置されている特別支援学級は、平成29年においては38学級（小学校30学級、中学校8学級）で、在籍している児童生徒数は平成29年現在、小学校122人、中学校36人となっています。

■特別支援学級の学級数と児童生徒数の推移■

（単位：学級、人）

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
小学校	学級数	23	25	26	29	29	30
	児童数	67	78	88	109	120	122
中学校	学級数	9	10	9	10	10	8
	生徒数	30	43	39	37	38	36

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

特別支援学校の在籍者数をみると、小学部及び高等部の在籍者は、ほぼ横ばいで推移しています。中学部の在籍者は増加しています。

■特別支援学校在籍者数の推移（市在籍者のみ）■

（単位：人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
小学部在籍者	34	33	33	35	32	34
中学部在籍者	19	18	22	23	33	27
高等部在籍者	40	43	52	46	45	43

資料：埼玉県（各年5月1日現在）

（8）経済的支援

平成24年以降、ほとんどの経済的支援受給者数はほぼ横ばいで推移していますが、特別児童扶養手当の受給者数が微増で推移しています。

■経済的支援受給者数の推移■

（単位：人）

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
特別障害者 手当	受給者数	45	46	51	50	49	50
障害児福祉 手当	受給者数	52	49	45	48	49	51
特別児童扶養 手当	受給者数	127	128	124	134	139	137
在宅重度心身 障害者手当	受給者数	888	851	816	781	774	740
心身障害者 扶養共済制度	加入者数	7	8	8	9	9	9
	受給者数	21	18	18	17	17	18

資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

第2章 計画策定にかかる調査

第1節 実施概要

(1) アンケート調査

本計画を策定するにあたり、市民の障害者福祉に対する意識や障害者及び障害児の生活実態、サービス利用意向等に関するアンケート調査を実施しました。各調査の実施概要は以下に示す通りです。

■アンケート調査の実施概要■

調査対象	調査対象者区分	母数 (人)	対象者数 (人)	摘要
障害者 (18歳以上)	身体障害者手帳所持者	2,596	1,500	無作為抽出
	療育手帳所持者(知的)	471	471	全数
	精神障害者保健福祉手帳所持者	431	431	全数
	発達障害者	39	39	全数
	難病患者(過去の見舞金支給者)	-	111	障害者手帳所持者
	計		2,552	
障害児 (18歳未満)	身体障害者手帳所持者	38	38	全数
	療育手帳所持者(知的)	130	130	全数
	精神障害者保健福祉手帳所持者	1	1	全数
	発達障害児	9	9	全数
	放課後等デイサービス等利用者	52	52	全数
	難病患者(過去の見舞金支給者)	-	2	全数
	計		232	
一般市民	18歳以上の障害のない市民	-	1,800	無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収			
調査期間	平成29年7月5日に送付し、平成29年7月24日を回答期限として設定。			

※母数は平成29年5月24日時点のもの。

■アンケート調査の回収結果■

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
障害者(18歳以上)	2,552	1,385	54.3%
障害児(18歳未満)	232	86	37.1%
一般市民	1,800	617	34.3%
計	4,584	2,088	

(2) 障害者関連団体・事業所等ヒアリング調査

障害者関連団体やサービス提供事業者、ボランティア団体の活動状況を把握するとともに、行政への要望等を把握し、計画策定の基礎資料とするため実施しました。実施概要は以下に示す通りです。

■障害者関連団体・事業所等ヒアリング調査の実施概要■

実施日	対象団体	対象団体種別
平成 29 年 8 月 17 日	障害者生活支援センターさわやか(社会福祉法人友愛会)	サービス提供事業者
	社会福祉法人本庄市社会福祉協議会	サービス提供事業者
	社会福祉法人はなわ福祉会	サービス提供事業者
平成 29 年 8 月 18 日	本庄ひまわり親の会	当事者・保護者団体
	はなわの杜保護者会	当事者・保護者団体
	アドナイ・イルエ青い鳥	ボランティア団体
平成 29 年 8 月 19 日	本庄市身体障害者福祉会	当事者・保護者団体
	本庄市盲人福祉協会	当事者・保護者団体
	本庄市児玉郡広域聴覚障害者福祉協会	当事者・保護者団体
平成 29 年 8 月 21 日	こだま精神保健福祉をすすめる会ハートtoハート	ボランティア団体
	障害者生活支援センターさわやか(社会福祉法人梨花の里)	サービス提供事業者
	特定非営利活動法人古太萬の会	サービス提供事業者
	本庄保健所管内精神障害者を守る会(双葉会)	当事者・保護者団体
平成 29 年 8 月 22 日	社会福祉法人本庄ひまわり福祉会	サービス提供事業者
	大きな樹	サービス提供事業者
	特定非営利活動法人児玉郡市障がい者就労支援センター	サービス提供事業者

第2節 調査結果の概要

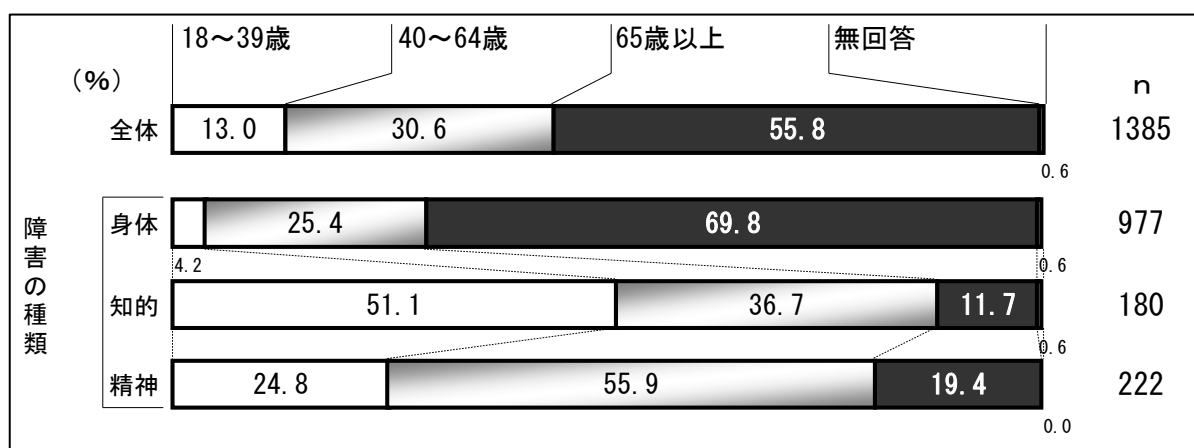
(1) アンケート調査

①障害者（18歳以上）

18歳以上の障害者を対象としたアンケート調査の結果は以下に示す通りです。

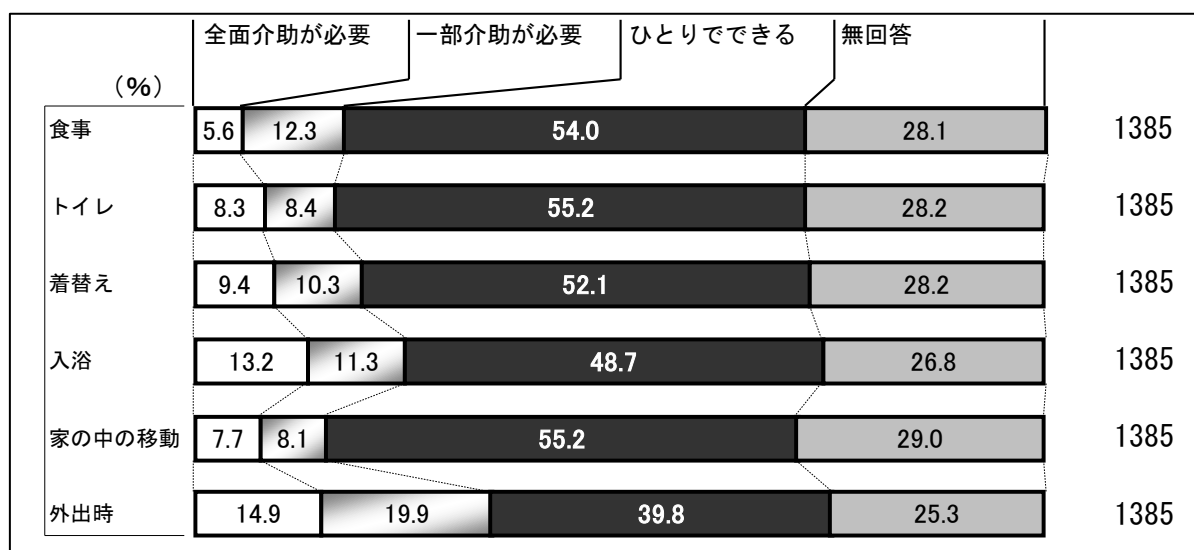
調査対象者の年齢をみると、「65歳以上」が半数以上を占めており、障害者の高齢化が進んでいることがうかがえます。特に、身体障害者では7割弱が「65歳以上」となっています。

■問 2-2 調査対象者の年齢（全体、障害の種類別）■



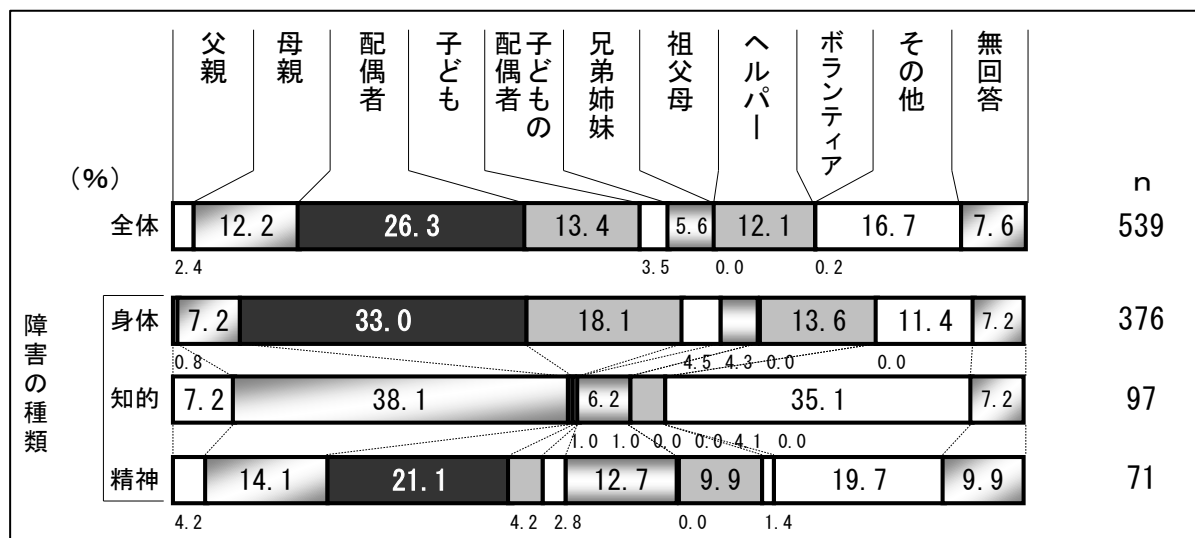
日常生活を送るうえで必要な介助の程度について尋ねたところ、「介助が必要」（「全面介助が必要」、「一部介助が必要」）と回答した割合は「外出時」が最も高く、3割を超えています。

■問 4-1 日常生活の介助の程度（全体）■



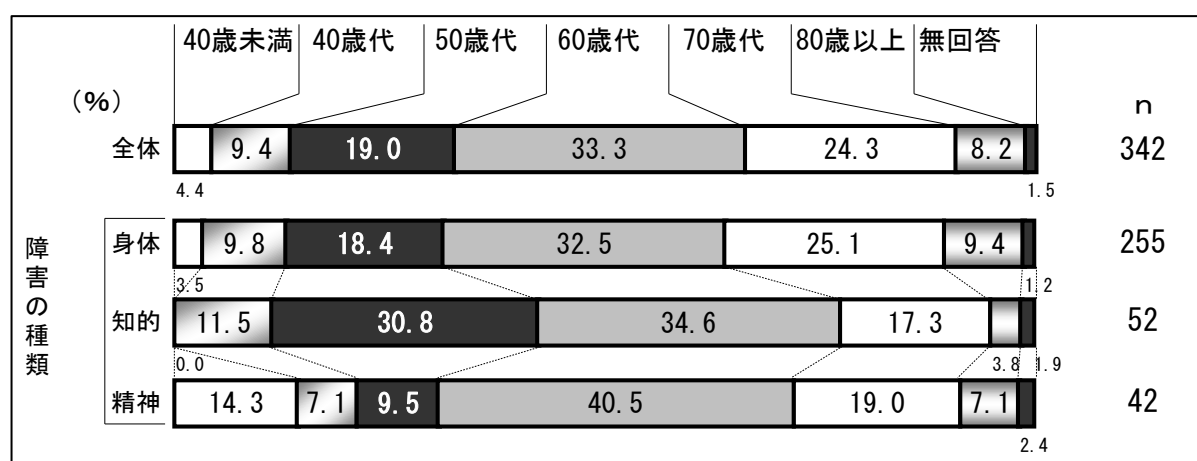
主な介助者については、「配偶者」が最も多く、3割弱を占めています。障害の種類別にみると、身体、精神では「配偶者」が最も多いのに対し、知的では「母親」が最も多くなっています。

■問 4-1-1 主な介助者（全体、障害の種類別）■



主な介助者の年齢については、いずれの属性においても「60歳代」が最も高くなっていますが、知的では「50歳代」も3割強を占めており、高い割合を示しています。障害のある人だけではなく、介助者の高齢化も進んでいます。

■問 4-1-2 主な介助者の年齢（全体、障害の種類別）■



日中の主な過ごし方について尋ねたところ、「自宅や入所施設で過ごしている」が4割強を占め、最も高くなっています。障害の種類別にみると、身体、精神では「自宅や入所施設で過ごしている」、知的では「通所施設や作業所などへ通っている」が第1位となっています。

■問 6-1 日中の主な過ごし方（全体、障害の種類別／複数回答）■

（単位：％）

		第1位	第2位	第3位
全体		自宅や入所施設で過ごしている 41.1	通所施設や作業所などへ通っている 11.3	会社などで働いている 10.7
障害の種類	身体	自宅や入所施設で過ごしている 42.6	自営業、家業の手伝い 9.7	会社などで働いている 9.5
	知的	通所施設や作業所などへ通っている 38.9	自宅や入所施設で過ごしている 26.7	会社などで働いている 15.6
	精神	自宅や入所施設で過ごしている 42.3	通所施設や作業所などへ通っている 17.1	会社などで働いている 12.6

日常生活で困っていることについて尋ねたところ、「外出しにくい」が最も高く、次いで「医療費や生活費の負担が大きい」、「身近な医療機関が少ない」などとなっています。障害の種類別にみると、身体では「外出しにくい」、知的では「外出しにくい」・「まわりの人の理解が少ない」、精神では「医療費や生活費の負担が大きい」が第1位となっています。

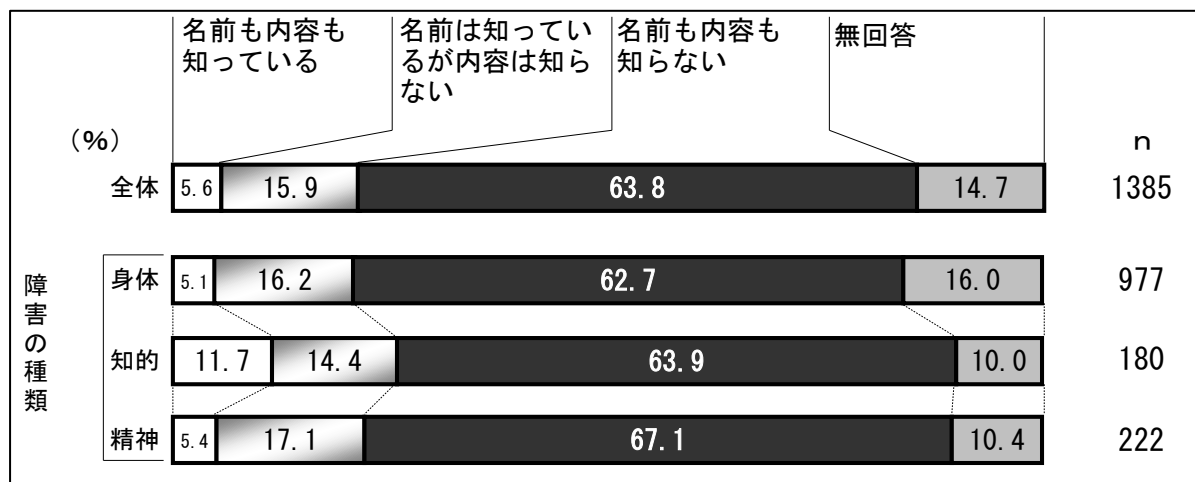
■問 6-2 日常生活で困っていること（全体、障害の種類別／複数回答）■

（単位：％）

		第1位	第2位	第3位
全体		外出しにくい 17.0	医療費や生活費の負担が大きい 16.4	身近な医療機関が少ない 10.8
障害の種類	身体	外出しにくい 18.0	医療費や生活費の負担が大きい 15.1	身近な医療機関が少ない 10.6
	知的	外出しにくい／まわりの人の理解が少ない 12.2		就労の場がない 11.1
	精神	医療費や生活費の負担が大きい 30.2	まわりの人の理解が少ない 21.2	悩みや困っていることを相談できない 19.4

障害者差別解消法の施行について尋ねたところ、「名前も内容も知らない」が6割強を占めており、今後の周知拡大に向けた取り組みが必要であることがうかがえます。

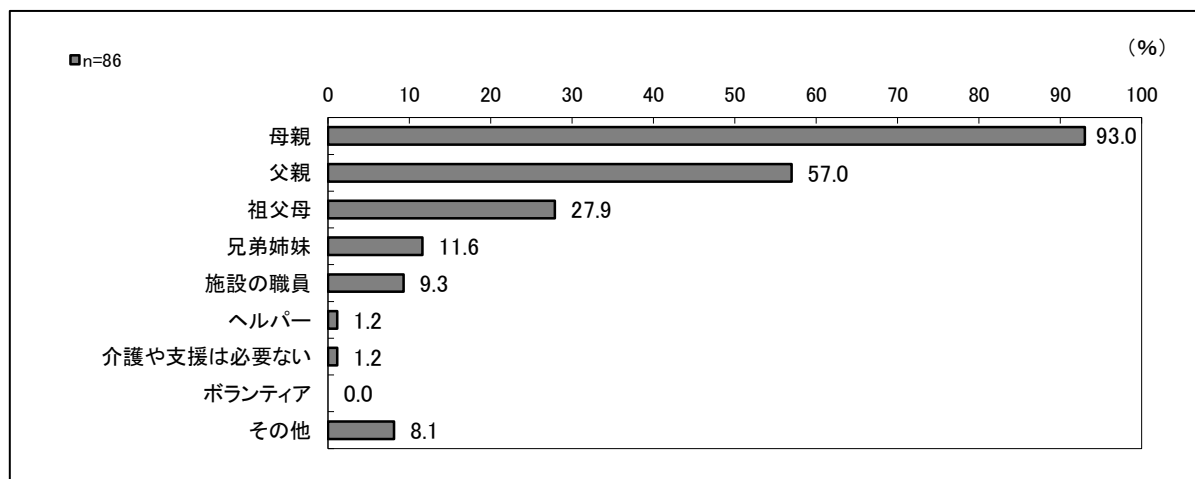
■問 11-4 障害者差別解消法の施行について（全体、障害の種類別）■



②障害児（18歳未満）

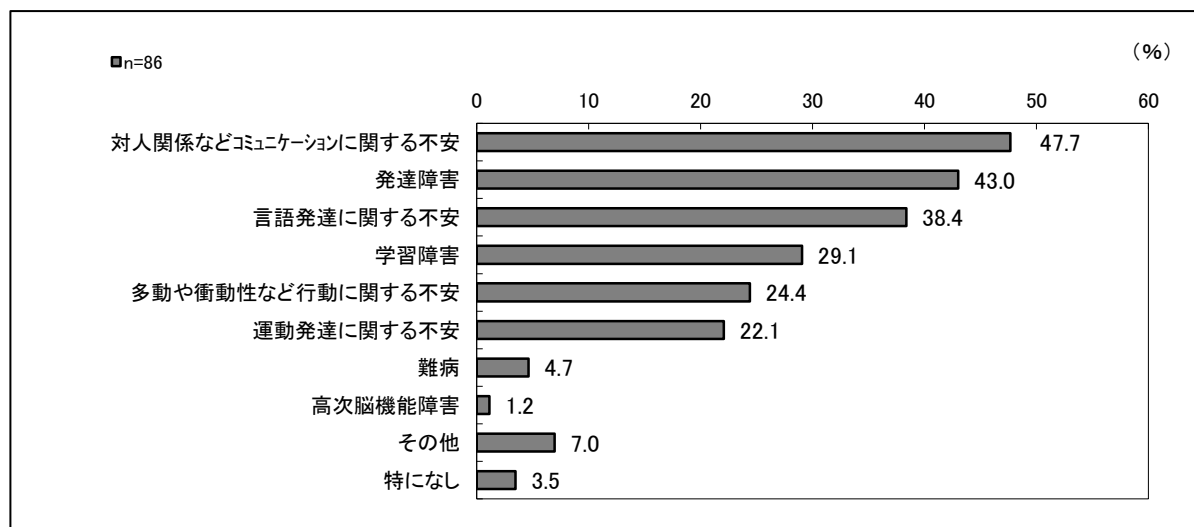
主な介護者について尋ねたところ、「母親」が93.0%を占めています。

■問 2-6 主な介護者（全体／複数回答）■



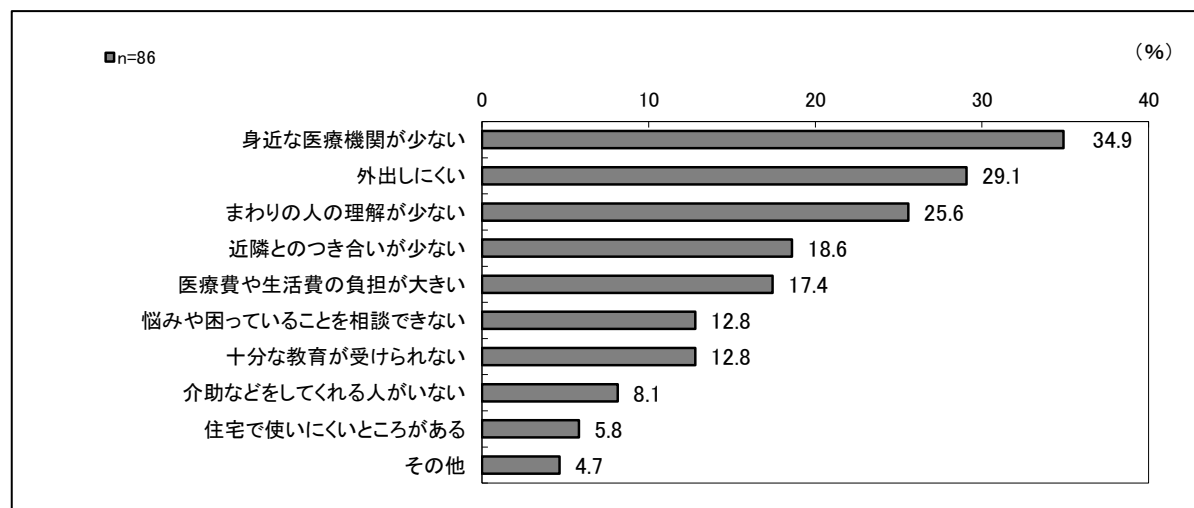
発達に関する不安については、「対人関係などコミュニケーションに関する不安」が最も多く、5割弱を占めています。次いで「発達障害」、「言語発達に関する不安」などとなっています。

■問 3-1 発達に関する不安（全体／複数回答）■



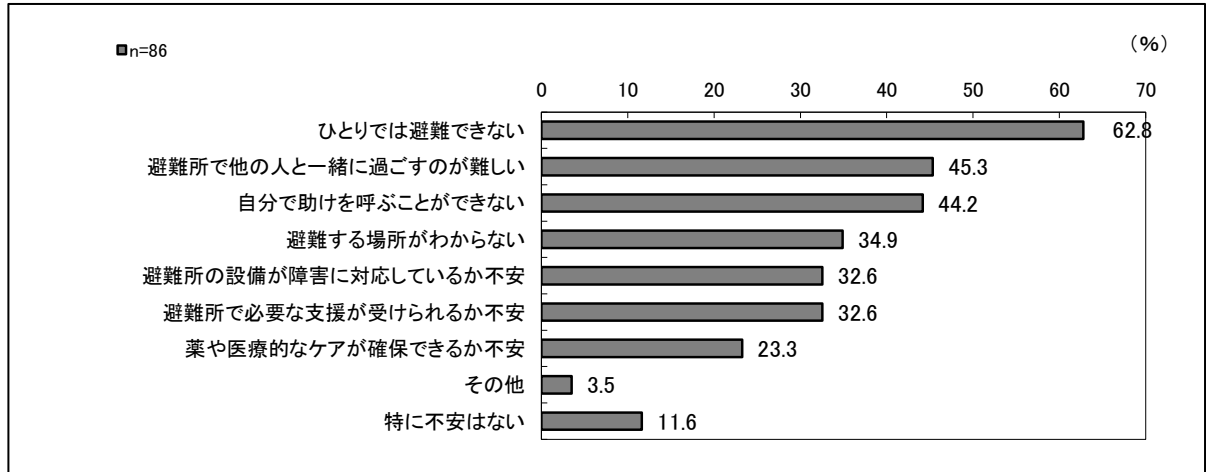
日常生活で困っていることについては、「身近な医療機関が少ない」が3割強を占め、次いで「外出しにくい」、「まわりの人の理解が少ない」などとなっています。必要な医療を受けられるための環境整備とともに、移動手段の確保や障害への理解を深めるための取り組みが求められています。

■問 7-2 日常生活で困っていること（全体／複数回答）■



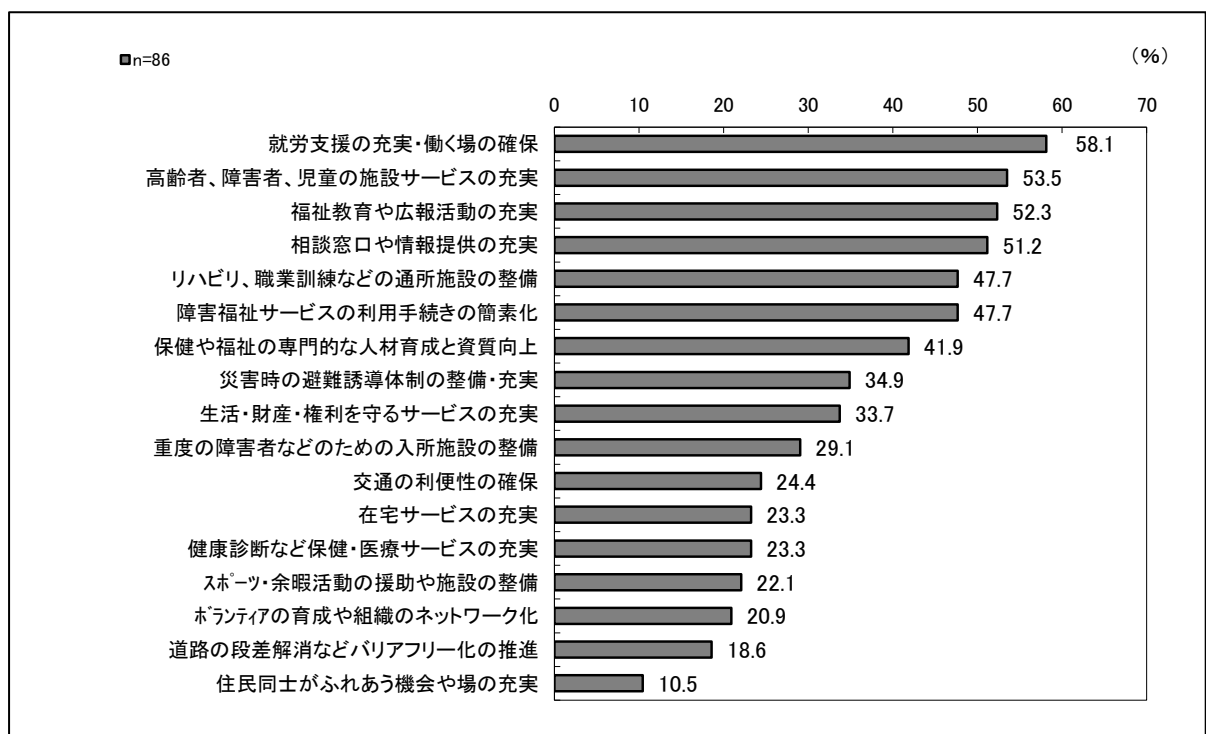
災害時に不安に感じることにについて尋ねたところ、「ひとりでは避難できない」が6割強を占めています。次いで、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」、「自分で助けを呼ぶことができない」などとなっています。

■問 8-1 災害時に不安に感じること（全体／複数回答）■



住みやすいまちをつくるために必要な施策については、「就労支援の充実・働く場の確保」が6割強を占め、次いで「高齢者、障害者、児童の施設サービスの充実」、「福祉教育や広報活動の充実」などとなっています。就労支援の充実や就労の場の確保のニーズが高くなっています。

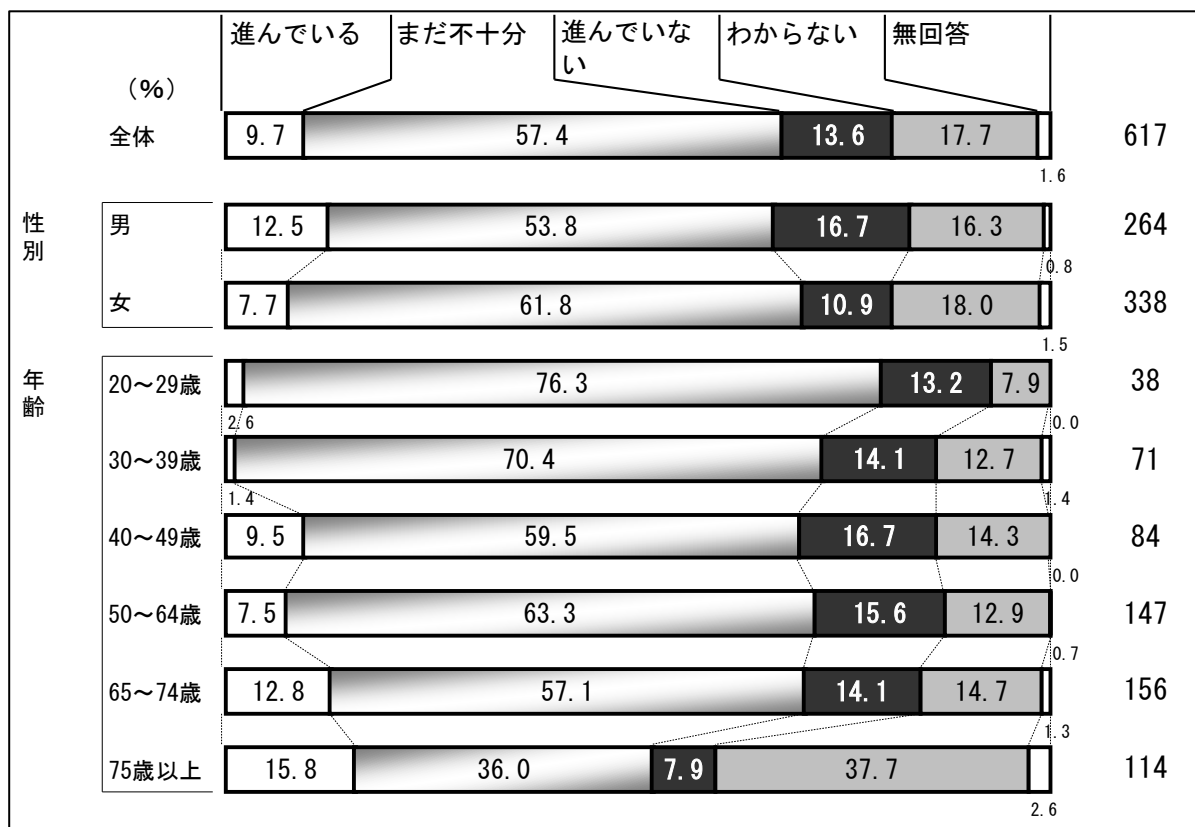
■問 10-6 住みやすいまちをつくるために必要な施策（全体／複数回答）■



③一般市民

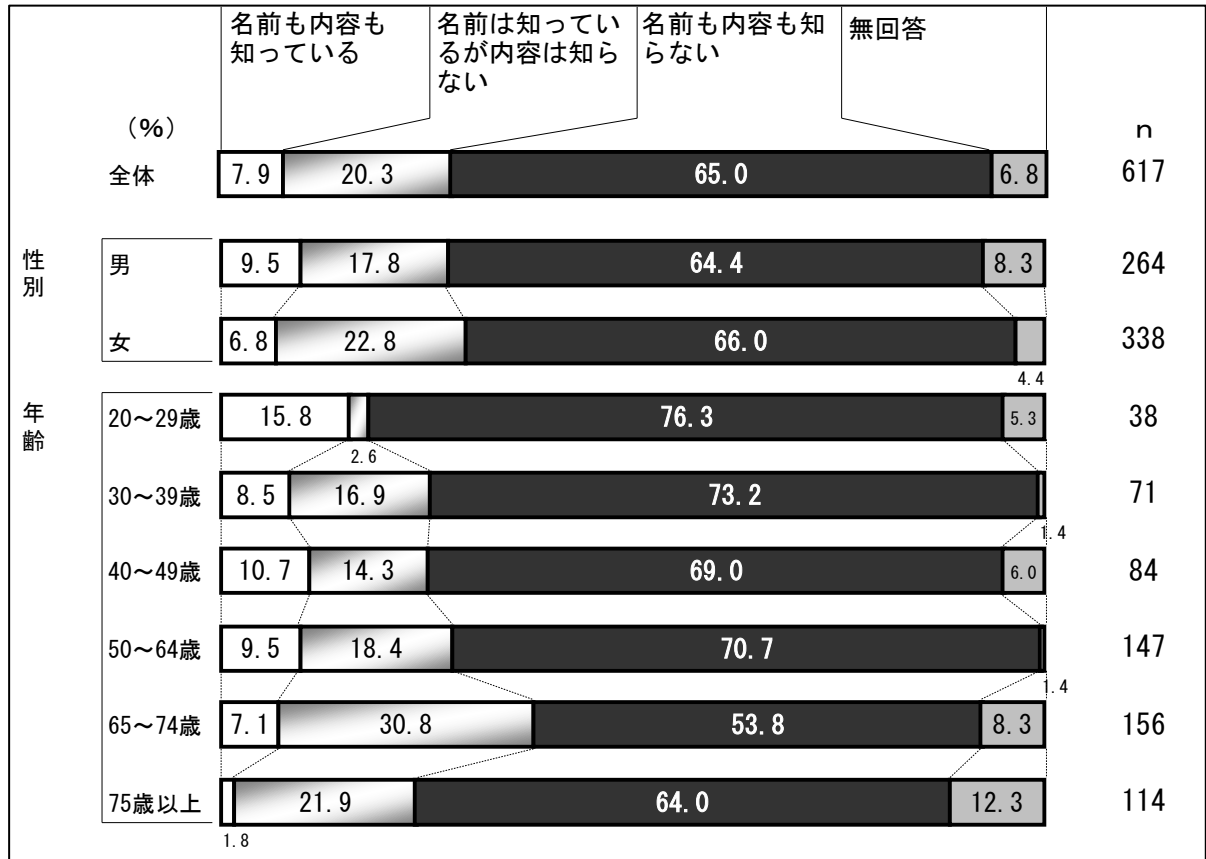
障害のある人への理解が進んでいると思うかについて尋ねたところ、「まだ不十分」が57.4%を占めており、特に20代、30代では「まだ不十分」が7割以上を占めています。「進んでいる」と回答した人は全体の9.7%で、1割に満たない状態となっています。

■問 2-1 障害のある人への理解が進んでいると思うか（全体、性別、年齢別）■



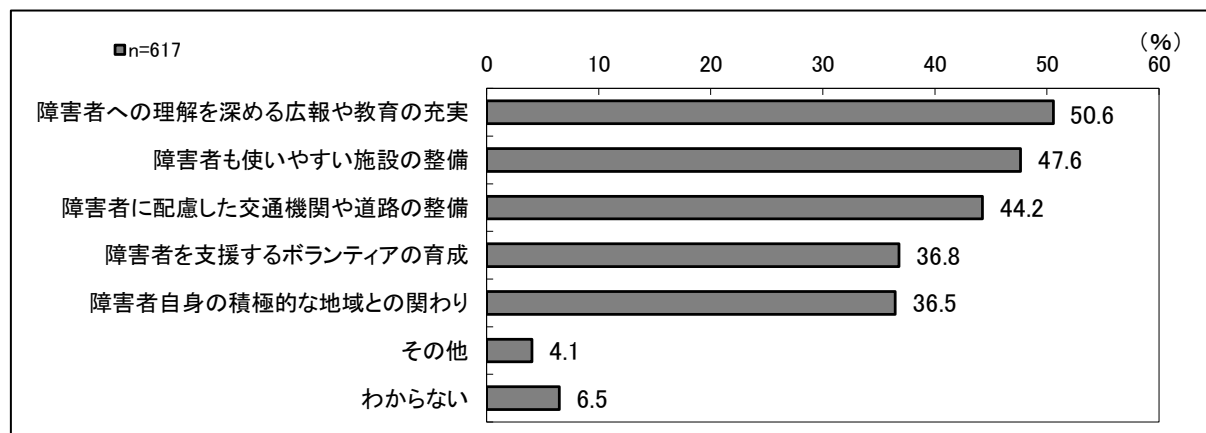
障害者差別解消法の施行については、「名前も内容も知らない」が6割半ばを占めており、市民全体への浸透は途上にあることがうかがえます。また、年齢別にみると、おおむね若い人ほど「名前も内容も知らない」と回答する人の割合が高い傾向があります。

■問 3-2 障害者差別解消法の施行について（全体、性別、年齢別）■



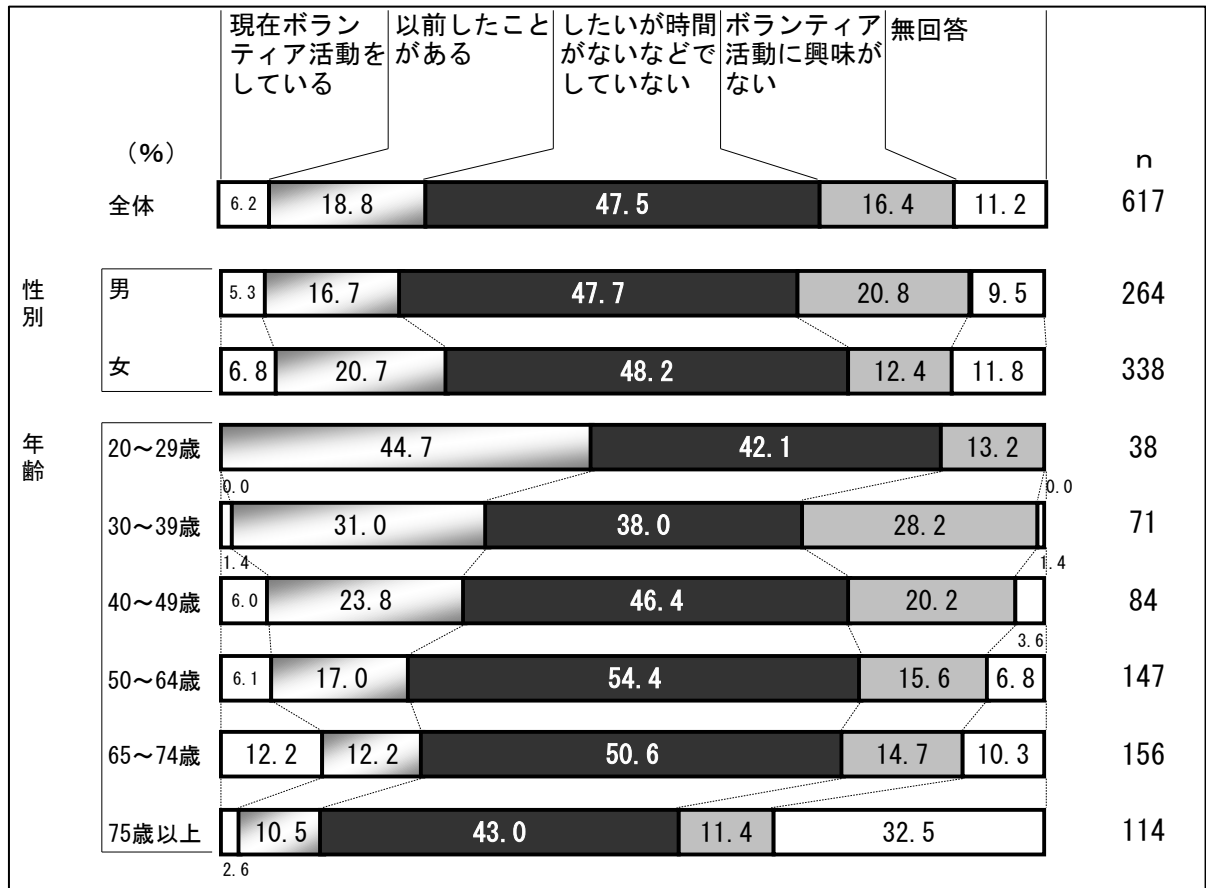
障害のある人が地域の行事や活動に参加するために必要なことについては、「障害者への理解を深める広報や教育の充実」が5割強を占めて最も多く、次いで「障害者も使いやすい施設の整備」、「障害者に配慮した交通機関や道路の整備」などとなっています。

■問 5-3 地域の行事や活動に参加するために必要なこと（全体、性別、年齢別）■



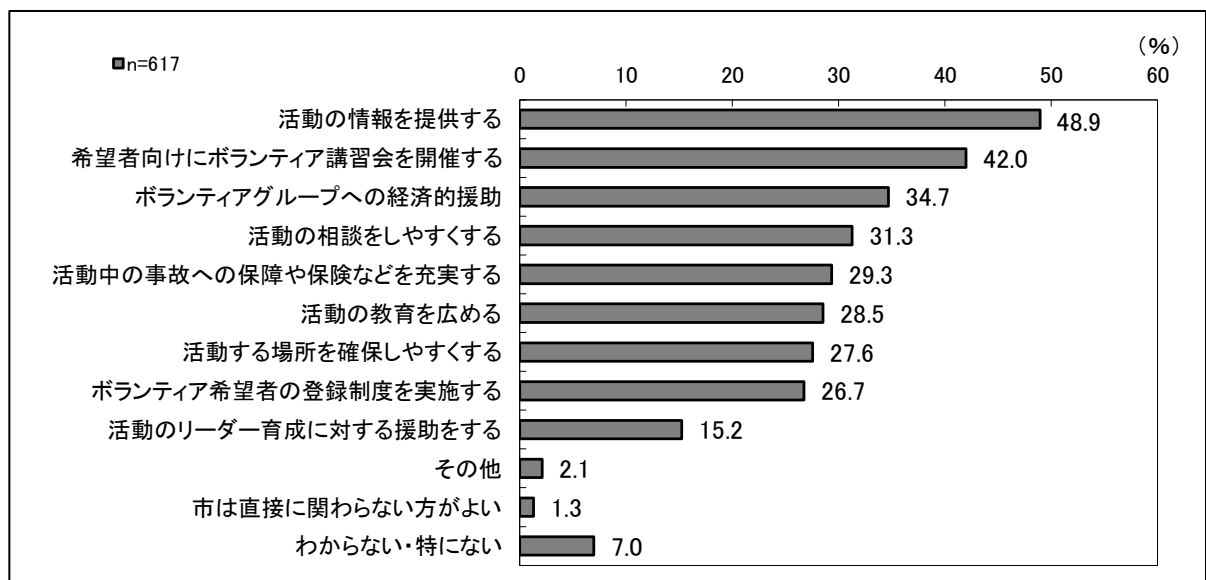
ボランティア活動の経験については、「したいが時間がないなどでしていない」が半数近くを占めており、「現在ボランティア活動をしている」は6.2%、「以前したことがある」は18.8%にとどまっています。

■問7-1 ボランティア活動の経験（全体、性別、年齢別）■



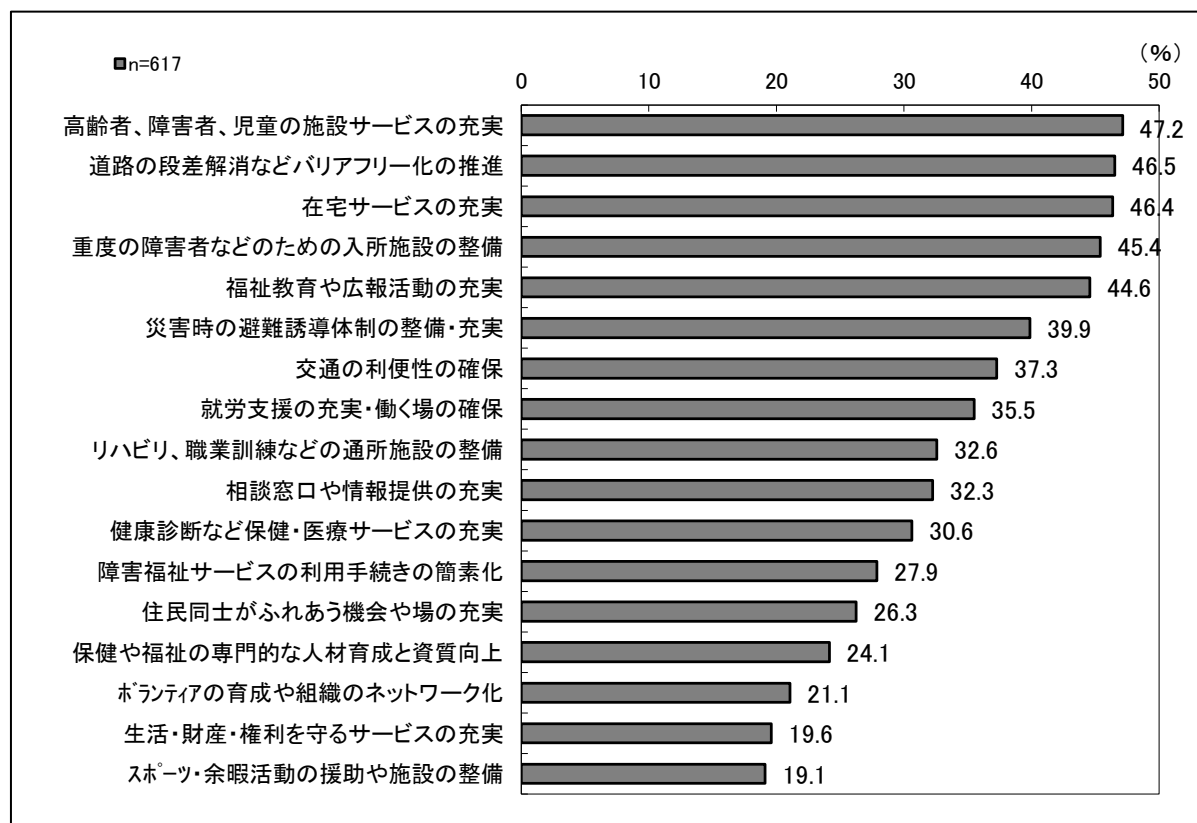
ボランティア活動に必要な支援について尋ねたところ、「活動の情報を提供する」、「希望者向けにボランティア講習会を開催する」が上位2項目となっています。

■問7-4 ボランティア活動に必要な支援（全体／複数回答）■



障害のある人もない人もともに住みやすいまちをつくるために必要な施策について尋ねると、「高齢者、障害者、児童の施設サービスの充実」、「道路の段差解消などバリアフリー化の推進」、「在宅サービスの充実」などが上位に挙げられています。

■問 8-1 住みやすいまちをつくるために必要な施策（全体／複数回答）■



(2) 障害者関連団体・事業所等ヒアリング調査

ヒアリングの中で、提起された課題等については以下の通りです。

◆日常生活に関すること

○福祉車両の貸出はあるが、運転者の派遣がなく、利用しにくい。 (本庄市身体障害者福祉会)
○運転ボランティアの派遣にあたっては、運転時の補償はあるものの、乗降時の事故に対する補償がないため、難しい。 (障害者生活支援センターさわやか(社会福祉法人友愛会))
○移動手段の確保が課題。(特定非営利活動法人古太萬の会)
○JRに精神障害の減免制度の創設に向けて働きかけてほしい。 (本庄保健所管内精神障害者を守る会(双葉会))
○デマンドバスの停留所を、障害者が利用する施設の近くに設置できればよいのでは。(社会福祉法人本庄ひまわり福祉会)
○障害者の移動手段が必要だが、運転者の補償など課題が多い。 (特定非営利活動法人児玉郡市障がい者就労支援センター)
○軽度であれば自立した生活も可能だが、重度であれば難しい。 (はなわの杜保護者会)
○点字ブロックを充実させてほしい。(本庄市盲人福祉協会)
○障害者差別解消法を市施設の指定管理者や民間事業者に対し、理解を進めてもらいたい。(本庄市身体障害者福祉会)
○情報伝達には、文章だけではなく、イラストなどをつけてもらえるとわかりやすい。(本庄市児玉郡広域聴覚障害者福祉協会)
○生活の困りごとの相談をするのに、多くのサービスが電話のみとなっており、相談ができないことがある。FAXも利用できるようにしてほしい。 (本庄市児玉郡広域聴覚障害者福祉協会)

◆災害対応に関すること

○防災無線が聞き取りにくい地域がある。本庄市はもともと災害が少なく、住民の防災意識も低いように感じられる。(アドナイ・イルエ青い鳥)
--

◆就労に関すること

○企業からの仕事の受注確保が困難になっている。(社会福祉法人はなわ福祉会)
○体調に波があるなどの理由により、精神障害のある人の一般就労が難しい。 (特定非営利活動法人古太萬の会)
○幅広い就労の場が必要。(本庄保健所管内精神障害者を守る会(双葉会))
○実際に就労する障害者も増加しているが、定着に向けての問題も生じている。 (特定非営利活動法人児玉郡市障がい者就労支援センター)

◆福祉サービスに関すること

○指定一般相談、計画相談支援の利用者は増えているが、地域移行支援、地域定着支援の利用が伸びていない。(障害者生活支援センターさわやか(社会福祉法人友愛会))
○公営住宅等の空き家を活用したグループホーム等の運営などが必要。 (社会福祉法人はなわ福祉会)
○施設の受け入れが難しくなっている。(はなわの杜保護者会)
○介護保険制度との連携強化にあたっては、受給者の生活水準を引き下げないようにしてほしい。(本庄市身体障害者福祉会)
○生活サポート事業は、保護者が休日等の用事で面倒が見られない時などの利用ニーズが高い。(障害者生活支援センターさわやか(社会福祉法人梨花の里))
○計画相談事業者が少ない。 (障害者生活支援センターさわやか(社会福祉法人梨花の里))
○グループホームが増えると良いのでは。 (本庄保健所管内精神障害者を守る会(双葉会))
○生活介護・B型事業所がもう少し設置されればと思う。(大きな樹)
○A型・B型事業所が必要。 (特定非営利活動法人児玉郡市障がい者就労支援センター)
○障害者、障害児が利用できる事業所、施設等に医療的ケアが受けられる事業所が増えることが望ましい。(障害者生活支援センター(社会福祉法人友愛会))
○法人成年後見等は今後重要性が高まると見込まれ、充実が求められる。 (社会福祉法人本庄市社会福祉協議会)
○専門性の高い支援者の育成(社会的地位、待遇の向上)が必要。 (本庄ひまわり親の会)

◆地域に関すること

○社会的に孤立しやすい人を見守る地域ネットワークの整備が必要。 (社会福祉法人本庄市社会福祉協議会)
○障害のある人への理解を進めるためには、近隣の人達との交流の機会が必要だが、施設となると難しい。気軽に行けて、何でも相談できる場が必要。また、交流の場を自発的に運営していく参加型の体制が必要。 (こだま精神保健福祉をすすめる会ハート to ハート)
○既存の在宅サービスの利用はもちろん、日常的金銭管理をはじめとした衣食住の管理など生活支援ニーズへの対応並びに相談支援機能の強化、さらには地域住民の参加による見守り・支え合い等のきめ細やかな活動など幅広い地域の受け皿づくりが不可欠である。 (障害者生活支援センターさわやか(社会福祉法人梨花の里))

◆その他

○外に出てこない障害者への対応が必要だと思う。 (こだま精神保健福祉をすすめる会ハート to ハート)
--

第3章 計画が目指す姿

第1節 障害者計画における課題の整理

本市に居住する障害のある人を取り巻く主要な課題は以下の通りです。

（１）地域でともに暮らすための環境整備

障害のある人が地域の中で暮らしていくためには、障害福祉サービスだけでなく、家族や地域といった周囲のサポートが不可欠です。

これまでの福祉サービスは縦割りで整備されてきましたが、近年の複雑化した生活課題に対しては十分に対応することができず、分野を超えた複合的な支援が必要となっています。

また、地域社会の結び付きや連帯が弱まり、地域内で助け合い、支え合う相互扶助の機能も低下する傾向にあります。こうした中、行政サービスだけでは生活課題（ごみ出しや買い物・通院のための移動など）が解決されないという事態も増えています。また、福祉サービスの利用者が増加する中、専門人材の確保が困難になりつつあります。

地域の中で障害の有無に関わらず、全ての人が生きがいをもって暮らしていくためには、公的サービスだけでなく、地域内での相互扶助が非常に重要です。「支える側」、「支えられる側」といった関係を超えて、地域に暮らす市民が相互に支え合う関係性を構築していくことが求められます。また、平成28年から施行されている「障害者差別解消法」については、障害の有無に関わらず、認知度が低くなっていることから、今後も本法律や各種権利擁護制度等の周知に向けた取り組みが必要です。

（２）誰もが安心して暮らすことのできるまちづくり

障害のある人が地域で生活していくためには、心理的障壁の除去だけでなく、物理的障壁も取り除いていく必要があります。これまでも、本庄駅前に点字ブロックを整備するなど、障害のある人にも配慮した生活環境づくりを行ってきましたが、整備が進んでいないところもまだまだ残されています。

また、アンケート結果でも災害時における避難行動などに不安を感じるといった声が多く寄せられていることから、災害を防ぐだけでなく、福祉避難所の整備などといった災害が起こった時の対策についても引き続き検討していく必要があります。

さらに、近年は高齢者などを対象とした詐欺被害が大きくなるなど、社会的弱者を標的とした犯罪が発生しています。障害のある人についても、成年後見制度などの利用促進などにより、消費者犯罪に巻き込まれないよう行政として努めていく必要があります。

（３）障害のある人の自立支援

全ての人が社会に参画し、自分らしい人生を送るためには、各人が自らの生活課題に対し、必要な支援を選択することが必要です。特に、移動手段の確保については、アンケートや障害者関連事業所・団体ヒアリングでも多くの声があり、障害のある人が外出できるような、制度やサービスの提供が求められています。

障害の種別や程度に関わらず、どの地域でも必要な障害福祉サービスを受けることができる体制の充実を図るとともに、障害のある人自らがサービスを選択し、必要な支援を受けながら、障害のある人自身の自立と社会参加の実現が図れるよう、障害のある人の自己決定の尊重及び意思決定を支援するための体制が求められています。

また、アンケート調査やヒアリング調査の結果からわかるように、就労移行に向けた対応の充実も求められています。平成30年（2018年）からの法定雇用率の改正も踏まえ、就労移行に関わる各種福祉サービスを充実させるとともに、企業との連携を図りながら、障害のある人の自立につながる就労の場の確保にむけて取り組む必要があります。

（４）障害のある人の生きがいづくり

地域で暮らす障害のある人が、自らの特性や能力を生かし、自己実現を図っていくことは生活の質を向上させるために非常に重要な要素です。就労だけではなく、スポーツ・生涯学習などといった趣味・教養の場を通じて、障害のある人となない人が交流する場を創出するとともに、社会参加を図ることができます。本市でも障害のある人の活動を支援する団体への補助などを通じて、障害のある人の自己実現を支援しています。

障害特性に応じた情報提供等に関する施策を充実させつつ、障害のある人が文化・スポーツをはじめとした様々な分野で活動し、生きがいをもって暮らすことができるよう、さらなる社会参加を促進する必要があります。

第2節 計画の理念

(1) 基本理念

本市の豊かな自然環境や利便性の高い交通環境などの地域性を踏まえながら、障害の有無に関わらず市民が住み慣れた地域でともに暮らしていくことのできる「地域共生社会」の構築を目指し、本計画の基本理念を以下のように定めます。この基本理念は、第2次本庄市障害者計画の理念を継承するものとして設定しています。

■計画の基本理念■

「みんなが輝く共生のまち 本庄」

(2) 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、以下の2つの基本目標を定めます。

①「共生」のまちづくり

これからのまちづくりにおいては、「共生」の考え方がこれまで以上に重要になっています。市民一人ひとりの様々な違いを社会全体で尊重・受容し、その違いを生かしていくことによって、個人と社会がともに成長していく力になることが期待されています。本市においても、障害、あるいは障害のある人への理解を進め、全ての市民が一個人として尊重されるとともに、安心して暮らしやすい生活環境の整備を進めていきます。

②一人ひとりが輝くまちづくり

障害によって何らかの不自由があったとしても、その人自身の可能性が閉ざされたわけではありません。障害があっても、適切な支援を受けながら、自立した生活を送ることで、より人生を豊かなものにすることができます。全ての市民が情熱や目標を持ちながら、自らの特性を生かし、生き生きと暮らせる本庄市を目指して取り組みを進めていきます。

(3) 基本方針

本計画の基本理念「みんなが輝く共生のまち 本庄」の実現に向けて、本市では以下のような基本方針のもと、各施策・事業を推進します。また、厚生労働省が提唱する「地域共生社会」の構築につながるよう、地域福祉施策や高齢者施策などの他分野との連携を図っていきます。

①地域でともに暮らす社会の構築

障害のある人が必要なサービスを自ら選択し、自らの人生や生き方をデザインすることができるよう、各福祉サービスの提供体制を整えるとともに、障害のある人が暮らしやすい環境づくりに努めます。

また、地域共生社会の実現に向け、障害の有無に関わらず市民に対する各種法制度の広報・周知を通じて、地域共生社会の理念の浸透を図ります。

②安心して暮らすことのできる地域づくり

ノーマライゼーションの実現に向けて、誰もが安心して暮らすことのできる生活環境の整備や災害に強い地域づくり、交通安全施策などを進めていきます。特に災害対策においては、災害が実際に発生した場合の対策なども含め、障害のある人など支援が必要な人に対する支援を引き続き進めていきます。また、障害のある人などを標的とした犯罪を防止する取り組みを進めていきます。

③社会的に自立できる社会の構築

障害のある人が、自らの可能性を閉ざすことなく、自立して生活を送ることのできる社会を構築していく必要があります。

適切な療育・教育を確保するとともに、適性や能力に応じた雇用機会の提供に努め、就労を通じた社会参加を支援していきます。

また、活発な社会参加を支えるための生活基盤を整え、障害のある人が自らの健康を高めつつ、社会とつながっていくことができるような取り組みを進めていきます。

④生きがいの創出

全ての人にとって、生きがいを持つことは、人生を豊かにするうえで非常に重要です。障害の有無を問わず、地域で生きがいを持って暮らすことができるよう、学習活動やスポーツ・レクリエーションなどへの主体的な参加を支援します。

また、障害のある人となない人の交流を促進し、相互の理解を深める取り組みを進めます。

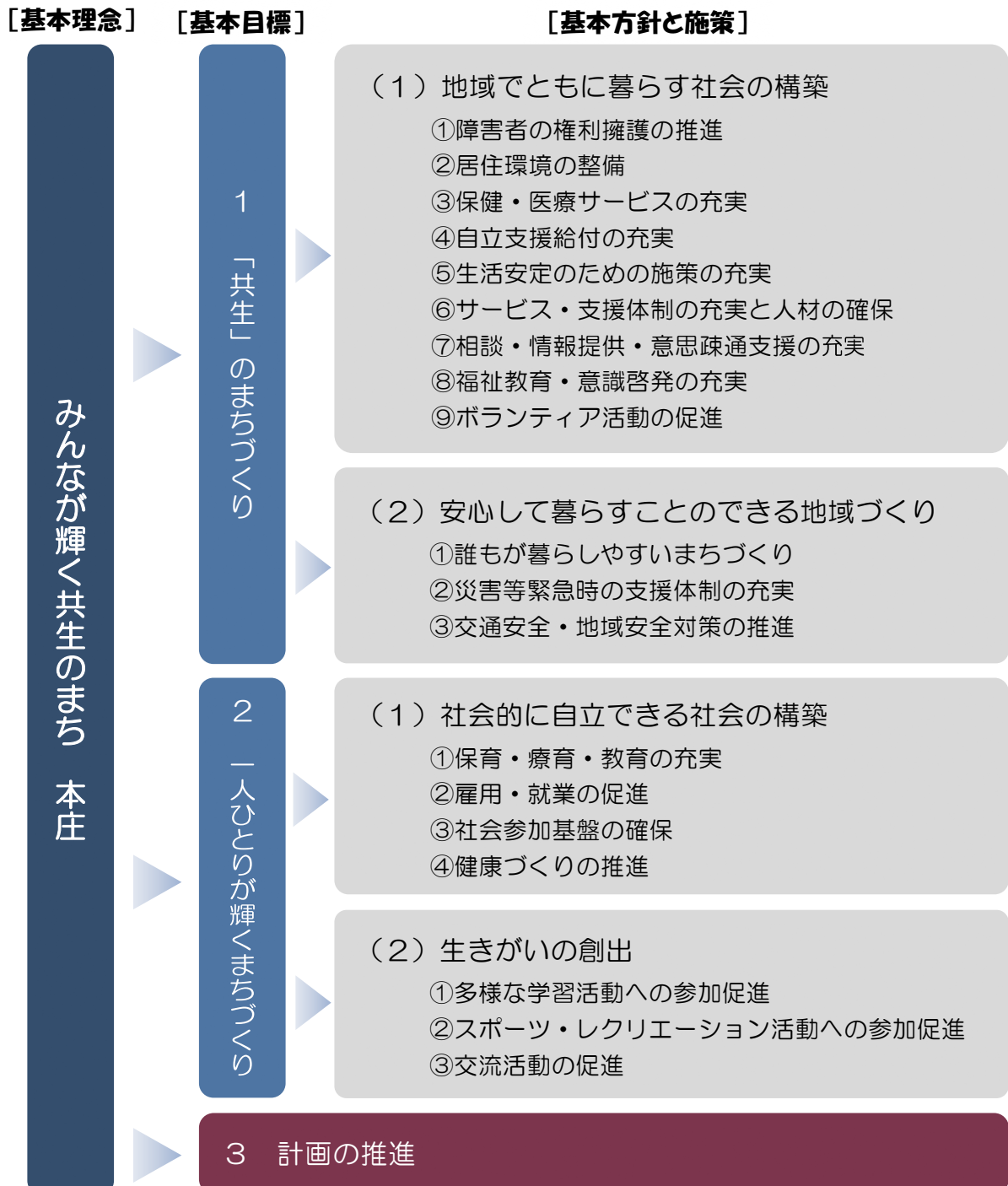
◇重点的に取り組む事項◇

- 相談支援をはじめとした福祉サービスの拡充
- 障害者差別解消法の周知
- 障害者の移動手段の確保
- 障害者の就労促進

第3節 施策体系

本計画の推進にあたっては、以下の体系に沿って施策・事業を展開します。

■施策体系■



第4章 計画の内容

第1節 基本目標1 「共生」のまちづくり

(1) 地域でともに暮らす社会の構築

①障害者の権利擁護の推進

[施策の方針]

障害の有無に関わらず、誰もが自分らしく生きることのできる「共生のまち」の構築には、相互に人格や個性を認め、尊重できる社会の形成が必要です。

障害や障害のある人への市民の理解を促進するとともに、学校教育や社会教育における人権教育を推進していきます。また、障害のある人に権利擁護や成年後見制度等、諸制度や関連事業を活用してもらえよう、啓発を進め、障害のある人の権利や財産等を守る取り組みを進めます。さらに、虐待等の発生に対し、関係機関との連携を密にしながら、早期発見や早期対応、防止に向けた取り組みを行います。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 共生社会に関する理解啓発の促進	○障害者差別解消法等の周知を図ることにより、障害のある人に対する差別や偏見をなくし、ともに生きる社会を築く「ノーマライゼーション」などの理念の普及啓発を促進します。	障害福祉課 市民活動推進課
2 障害のある人の人権に関する啓発活動の推進	○各種広報媒体を活用した啓発や教室、研修会等の開催による人権啓発を推進します。 ○「障害者週間」(12月3日～9日)や「人権週間」(12月4日～10日)などにおける啓発活動を推進します。	市民活動推進課
3 啓発活動に対する当事者参画の促進	○当事者団体や関係団体との連携による市民啓発活動の企画・講演会等に、障害のある人の参画を促進します。	市民活動推進課
4 保育所等における人権教育	○一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応し、子どもの人権を尊重した保育・教育を推進します。 ○子どもが命の大切さやお互いを認め合えるような人権教育を推進します。	子育て支援課 市民活動推進課
5 学校における人権教育	○児童生徒が、命の大切さやお互いを認め合えるように、また、障害のある人への理解を深め、ともに生きる心を育めるよう、学校教育全般を通じた人権教育を推進します。	学校教育課
6 権利擁護相談の充実	○障害者相談支援事業所、地域包括支援センター等と連携して権利侵害や虐待の防止及び対応を図ります。	介護保険課 障害福祉課

主要事業	事業の概要	担当課
7 成年後見制度の利用促進	○成年後見制度の理解を図るため、成年後見相談事業を引き続き実施するとともに、市民向けの講座を開催し、制度周知に努めます。 ○市民後見人養成講座修了者のフォローアップを拡大し、裁判所からの市民後見人の選任を目指します。 ○障害者相談支援事業所や地域包括支援センターとNPOや民生委員・児童委員等地域の支援者が連携し、支援を求めている障害のある人や高齢者を多方面から支援できる体制づくりを図ります。 ○権利擁護センター等の地域での成年後見制度の運用に関する協議体の設置を検討します。 ○成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見などの開始の審判申立請求を支援します。	地域福祉課 障害福祉課 介護保険課
8 虐待の早期発見、防止のための支援体制づくり	○警察、医療機関、サービス提供事業者、民生委員・児童委員等の関係機関や地域団体等と連携します。 ○グループホーム等入所者やサービス利用者の人権擁護についても、利用者等からの通報や相談に対し、県などとの連携のもと、速やかな対応を行います。	障害福祉課

②居住環境の整備

〔施策の方針〕

住まいは生活の基本であり、障害の程度などに左右されることなく、誰もが可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるような環境が必要です。公営住宅におけるバリアフリー化やグループホームなどの共同生活の場の整備など、個人の状況に応じた自立した生活ができるような居住環境の整備に向けて取り組んでいきます。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 公営住宅の整備	○改修時のバリアフリー化を推進します。 ○計画的な改修を実施します。	営繕住宅課
2 グループホーム等の整備促進	○関係機関との連携によるグループホーム等の整備を促進するとともに、運営の相談・指導の充実を図ります。	障害福祉課
3 住宅改修に対する支援	○在宅の重度障害のある人の住宅の改修に関する費用を一部助成します。	障害福祉課

③保健・医療サービスの充実

〔施策の方針〕

核家族化、介助者の高齢化に加え、障害のある人自身が高齢化あるいは障害の重度化が一層進行することが予想されます。障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防などは、自立した生活を送るうえで、今後ますます重要な取り組みとなります。

ライフステージごとに、健康づくりに向けたアプローチを行い、市民一人ひとりが自らの健康について考え、行動することができるよう、取り組んでいきます。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 母子保健の充実	○妊娠中の健康診査と健康管理体制の充実を図ります。 ○赤ちゃん全戸訪問事業、「こころの教室」などを実施し、母子の精神的孤立を防止します。 ○乳幼児健診を実施し、各種相談・支援を進めます。 ○健診の受診勧奨に努め、健診結果への早期対応により、母子の健康づくりを支援します。	健康推進課
2 成人保健の充実	○各種健診の実施、受診率の向上を推進します。	健康推進課
3 介護予防の推進	○健康づくりや介護保険との連携による介護予防を推進します。 ○介護予防の普及・啓発を進め、健康に対する意識を高めます。	介護保険課
4 健康管理体制の充実	○出産前後の健康診査と健康管理体制の充実を図ります。 ○健康診査等の結果への早期対応により健康づくり及び早期治療を促進します。	健康推進課
5 救急医療の充実	○救命救急センター機能を充実させ、初期・二次救急医療体制を強化します。	健康推進課
6 感染症対策の充実	○予防接種事業を実施します。 ○各種感染症についての意識啓発パンフレットの作成・配布、学習講座の開催等を推進します。	健康推進課
7 医療機関等の連携強化	○精神障害のある人の地域での安心した暮らしを支えるため、関係医療機関との連携を強化します。 ○保健所との連携を強化します。 ○地域の医療機関との連携を強化します。	障害福祉課

④自立支援給付の充実

[施策の方針]

障害のある人の自立を推進するため、障害福祉計画に基づき、障害の程度や家庭の状況など個々の条件に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めます。

また、日中活動の場を提供し、障害のある人が自分に合った日中活動を主体的に選んで利用できるようにすることが求められています。住み慣れた地域での生活を支援するため、各種サービス提供に努めます。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 介護給付の充実	○サービスの供給が安定的に確保されるよう、居宅・施設サービスの整備を促進します。	障害福祉課
2 訓練等給付の充実	○社会復帰や自立に向けた訓練等給付の充実を図ります。 ○事業者を確保します。	障害福祉課
3 自立支援医療費の給付	○自立支援医療費（更生医療・育成医療・療養介護医療費）を支給します。	障害福祉課
4 補装具費の支給	○補装具の購入または修理に要した費用について、補装具費を支給します。	障害福祉課

⑤生活安定のための施策の充実

[施策の方針]

障害のある人が安定した生活を送るために、経済的支援の充実が求められます。地域生活支援事業等の利用者負担について、状況に応じた負担の軽減を図る必要があります。また、在宅で障害のある人を介助する家族の急用や急病など、緊急時における短期入所（ショートステイ）などレスパイトケアの充実を図ります。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 経済的な支援	○重度心身障害者への医療費（保険診療の自己負担分）を支給します。 ○多子世帯の児童発達支援自己負担金を補助します。	障害福祉課
2 日常生活用具等の給付	○特殊寝台や聴覚障害者用通信装置（FAX等）等の日常生活用具を給付します。 ○小児慢性特定疾病児童に日常生活用具を給付します。 ○軽中度難聴児の補聴器購入費を助成します。	障害福祉課
3 移動支援事業の実施	○買い物時等の移動支援を実施します。	障害福祉課

主要事業	事業の概要	担当課
4 緊急一時的な対応	○虐待等の緊急時に備えて、日頃より事業所との連携を図ります。 ○居室の確保等を検討します。 ○超重症心身障害児者のレスパイトケアに関する支援を行います。	障害福祉課
5 生活サポート事業の実施	○外出援助・一時預かり・介護人の派遣等を一体的に提供します。	障害福祉課
6 地域生活支援拠点等の整備	○相談や体験の機会・場など、地域生活支援地域拠点等を見玉郡市（1市3町）において整備します。	障害福祉課

⑥サービス・支援体制の充実と人材の確保

[施策の方針]

障害のある人が必要なサービスを市内で利用できるよう、障害福祉サービスを提供する事業所・団体等を支援していきます。また、指定特定相談支援事業所の確保に努めます。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 自立支援協議会の充実	○地域の障害福祉のシステム構築・運用の中心的存在である見玉郡市障害者自立支援協議会の各種機能（情報機能・調整機能など）の強化に努めます。	障害福祉課
2 相談支援専門員の育成	○指定特定相談支援事業所の確保に努め、支援を行います。 ○見玉郡市障害者自立支援協議会の相談支援部会等を通じて相談支援専門員のネットワークを構築し、連携を強化するとともに人材育成を行います。	障害福祉課
3 障害福祉サービス事業者の確保	○障害福祉サービス事業に参入する企業・団体に情報提供等による支援を行います。	障害福祉課

⑦相談・情報提供・意思疎通支援の充実

[施策の方針]

障害のある人やその家族の相談に対応し、各種福祉サービスや事業の利用を支援します。また、行政情報や保健・医療・福祉サービス情報など、障害のある人等が必要とする情報が的確に提供されるよう、情報提供の手段や方法について充実を図ります。さらに、平成30年度（2018年度）から本庄市手話言語条例が施行されることにより、これまで以上に意思疎通支援の充実に努めます。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 相談支援の充実	○障害のある人やその家族からの相談への対応、関係機関との連絡調整に努めます。 ○日常生活全般にわたる相談をアウトリーチの手法を用いつつ、生活支援及び療育相談体制を充実し、各種福祉サービスの利用を支援します。 ○基幹相談支援センターの設置を検討します。	障害福祉課 地域福祉課
2 地域活動支援センターの充実	○障害のある人の創作的活動や生産活動の機会を提供します。 ○地域との交流機会を拡大します。	障害福祉課
3 身体障害者相談員・知的障害者相談員活動の充実	○身体障害者相談員・知的障害者相談員の活動を支援します。	障害福祉課
4 民生委員・児童委員の相談活動の充実	○障害者相談支援事業所や保健所等の関係機関と民生委員・児童委員の連携を強化し、相談・支援活動の充実を図ります。	地域福祉課
5 障害のある子どもやその家族に対する相談の充実	○発達教育支援センター、保健センターでの健康相談や育児相談の充実を図ります。 ○関係機関等との連携による障害のある子どもの発達相談や療育相談を充実するとともに、支援の一元化を図ります。	健康推進課
6 相談窓口の周知と対応の充実	○各種相談窓口を周知します。 ○タブレット等の活用による相談窓口での意思疎通支援等対応の充実を図ります。	障害福祉課

主要事業	事業の概要	担当課
7 広報の発行	○広報ほんじょう、おしらせ版により障害及び障害者関連情報の充実を図ります。 ○弱視等の障害に対応した広報の発行を検討します。 ○ボランティア団体との連携により広報誌を読み上げたCD版（声の広報）を発行します。 ○本庄市ホームページを活用します。	秘書広報課 障害福祉課
8 本庄市障害者福祉ガイドの発行	○福祉情報のガイドブックの発行や各種パンフレットの配付などにより制度の周知に努めます。	障害福祉課
9 要約筆記者の確保・養成	○要約筆記者養成講座開催等により人材の確保・養成に努めます。	障害福祉課
10 手話奉仕員の確保・養成	○手話奉仕員養成講座等により人材の確保・養成に努めます。	障害福祉課
11 意思疎通支援の充実	○手話通訳者、要約筆記者の派遣など意思疎通支援の充実を図ります。 ○手話通訳者養成研修等を実施し、登録通訳者の養成を図ります。 ○本庄市手話言語条例に基づき、手話を使いやすい環境の整備を図ります。	障害福祉課

◆本庄市手話言語条例

平成30年（2018年）4月1日に「本庄市手話言語条例」が施行になります。この条例は、手話は「言語」とであるという認識のもと、障害のある人もない人もお互いに尊重しあいながら共生する地域社会をつくることを目的としています。

今後、本市における手話に関する施策の充実を図るとともに、市民や事業所のみなさんに手話に対する理解を深めていただき、協力し合いながら、手話を使いやすい環境を整備していくことを目指します。

⑧福祉教育・意識啓発の充実

[施策の方針]

本市では障害者施策への積極的な取り組みを通じて、ノーマライゼーションの理念の浸透を図ってきました。「地域共生社会」の実現のためには、障害そのものや障害のある人に対する理解が必要であり、啓発を今後も進めていく必要があります。多くの市民が障害のある人への理解を進めるとともに、必要に応じた援助ができるような地域づくりに努めます。また、障害のある人の社会参加を進め、障害のある人とない人がともに活動できる場を創出します。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 学校教育における福祉教育の推進	○施設見学や職場体験・手話体験により、障害のある人等との交流の充実を図ります。	学校教育課
2 福祉教育推進校の指定	○社会福祉協議会の福祉教育推進校指定を支援し、学生によるボランティア活動・福祉教育をより一層促進します。	地域福祉課
3 社会教育における福祉教育の推進	○社会福祉協議会のボランティア体験プログラム事業を支援し、参加者の拡大を図ります。 ○障害のある人とふれあう機会を創出します。 ○家庭・職場に向けた啓発パンフレットを配布します。 ○障害福祉関連講座等への参加を促進します。	地域福祉課 生涯学習課

⑨ボランティア活動の促進

[施策の方針]

障害のある人が地域で生活するためには、制度に基づく公的なサービスだけでなく、ボランティアやNPOなどの住民参加を基本とする制度外の活動によるきめ細かな支援が不可欠です。このため、障害者団体や障害のある人を支援するボランティア等への情報提供や調整などの支援を行い、障害のある人が必要な支援を受けることができる体制の整備に努めます。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 障害者団体の活動支援	○活動場所の情報提供等に努めます。	障害福祉課
2 障害者団体等の相互の交流促進	○広報掲載等による各団体の紹介に努めます。 ○団体相互の交流のきっかけづくりに努めます。	障害福祉課
3 ボランティア活動の促進	○社会福祉協議会のボランティアセンターを支援し、ボランティア活動の充実を促進します。 ○ボランティア団体の活動内容の紹介、市民の相談への対応に努めるとともに、登録を促進します。	地域福祉課

(2) 安心して暮らすことのできる地域づくり

①誰もが暮らしやすいまちづくり

[施策の方針]

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、市内の施設や設備が障害のある人に配慮されている必要があります。障害のある人が利用する公共施設などについては、バリアフリー化を進め、あらゆる人が暮らしやすい生活環境の整備に引き続き取り組みます。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 障害福祉センターの充実	○施設の健全維持を図り、より利用者に便利になるよう努めます。	障害福祉課
2 公共施設のバリアフリー化の推進	○手すりやスロープ、エレベーターの設置、専用トイレ、専用駐車場の確保等、公共施設のバリアフリー化を推進します。	各公共施設の 所管課
3 公園のバリアフリー化の推進	○トイレ、水飲場・水洗場等、公園施設のバリアフリー化を推進します。	都市計画課
4 埼玉県福祉のまちづくり条例の普及	○条例の広報掲載やホームページ掲載により、周知に努めます。	建築開発課
5 埼玉県ユニバーサルデザイン推進基本指針の普及	○指針の広報掲載やホームページ掲載により、周知に努めます。	建築開発課

②災害等緊急時の支援体制の充実

[施策の方針]

地震や大雨による土砂災害など、毎年日本全国で何らかの災害が起きています。災害時等において、障害のある人などが、安全に避難でき、避難生活においても困難なく過ごせるよう、きめ細かな支援体制を整備していきます。避難行動要支援者（災害時要援護者）避難支援制度への登録など、災害時等における体制の整備を進めるとともに、災害を防ぐ取り組みも進めていきます。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 防災行政無線の整備	○障害のある人に配慮した防災無線体制を整備します。	危機管理課
2 災害情報伝達の充実	○FAXやホームページ、電話等複数のメディアによる情報伝達に努めます。	危機管理課
3 避難方法・避難所対策の充実	○障害の特性に応じた情報の提供に努めます。 ○日頃からの避難方法や避難場所を周知徹底します。 ○地域団体や福祉避難所をはじめとする関係機関との連携による避難行動要支援者（災害時要援護者）の避難訓練を実施します。 ○避難ルートの確認や協力者の確保を促します。 ○障害者の受け入れが可能な福祉避難所の確保に向けた取り組みを進めます。	危機管理課 地域福祉課
4 地域防災体制の確立	○発災時に独力での避難が困難な障害者の避難行動要支援者制度への登録を促します。 ○避難行動要支援者（災害時要援護者）避難支援制度へ登録した人などが安全に避難できるよう、地域住民による避難支援者の確保を促進するとともに、情報共有ネットワークの拡大を図ります。	地域福祉課 危機管理課

③交通安全・地域安全対策の推進

[施策の方針]

障害のある人の視点に立ち、安全な交通環境の整備を進め、障害のある人もない人も安心して暮らせるよう、各種施策に取り組みます。また、近年は障害のある人など社会的弱者を対象とした消費者犯罪なども発生していることから、消費者被害を防ぐための取り組みも進めていきます。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 交通安全施設の整備	○障害のある人に対応した歩道、カーブミラー、音声信号機等の設置を推進します。	道路整備課 危機管理課
2 放置自転車対策の推進	○車椅子の通行や視覚障害のある人の通行の安全確保のため、放置自転車等を撤去します。	環境推進課
3 交通安全運動の充実	○障害のある人への理解を促すなど、障害のある人に配慮した交通安全運動の充実を図ります。	危機管理課
4 交通安全教育の推進	○市、警察、学校、関係団体及び家庭の連携による幼児から成人に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育及び高齢者、障害のある人等に対する適切な交通安全教育を実施します。 ○指導者の養成・確保、教材等の充実に努めます。 ○参加・体験・実践型の教育の普及に努めます。	危機管理課
5 防犯対策の充実	○本庄市防犯ボランティア連絡協議会との連携、地域団体や住民の協力による、障害のある人に対する防犯意識の普及・啓発を推進します。 ○自治会を単位とした地域防犯見守り体制、パトロール体制の強化を促進します。	危機管理課
6 悪質商法等に関する情報の提供	○住宅改修等の悪質商法や振り込め詐欺などの犯罪について、障害のある人などにわかりやすい情報を提供します。	商工観光課

第2節 基本目標2 一人ひとりが輝くまちづくり

(1) 社会的に自立できる社会の構築

①保育・療育・教育の充実

[施策の方針]

障害のある子どもに対しては、できる限り早い段階で適切な支援を行うことにより、障害の軽減を期待することができます。障害児の保育についても、障害のある子どもとない子どもが地域の中でともに育つことができるよう、保育園などへの受け入れを引き続き進めていきます。また、子どもの障害や発達の状態の把握や適切な対応に努めるとともに、教職員の特別支援教育に関する理解や指導力を高めていきます。

さらに、児童福祉法の一部改正により、「居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設」、「保育所等訪問支援の支援対象の拡大」、「医療的ケア児に対する支援」等の充実が図られることとなりました。本市においても、本制度の改正を踏まえ、障害のある子どもの多様な支援ニーズを把握しつつ、きめ細やかな対応に努めます。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 保育・療育・教育の充実	○発達段階等に応じた保育・療育・教育を推進します。 ○幼稚園や保育園、放課後児童健全育成事業など子ども・子育て支援サービスの、障害児の利用ニーズの把握に努めます。	健康推進課 子育て支援課
2 保育園の受け入れ体制の充実	○障害のある児童の受入園への補助を実施します。 ○民間保育園における加配保育士への補助を実施します。	子育て支援課
3 保育士・教職員等研修の充実	○保育士・教職員研修の充実を図ります。 ○特別支援学級担当者の研修の充実を図ります。	学校教育課 子育て支援課
4 つどいの広場の充実	○親子の交流の促進、子育てに関する相談や情報の提供をはじめ地域の子育て支援機能の充実を図ります。	子育て支援課
5 施設・設備のバリアフリー化の促進	○より快適で安全な環境の中で保育・療育・教育が受けられるように、施設・設備を計画的に改善します。	子育て支援課
6 家庭児童相談の充実	○家庭児童相談員による面接相談や訪問指導の充実を図ります。	子育て支援課
7 就学前教育相談の充実	○就学前の健康診断等による障害の早期発見と就学相談を実施します。	学校教育課

主要事業	事業の概要	担当課
8 関係機関との連携強化による適正な就園・就学指導の推進	○子どもの障害や発達の状態の早期把握、一人ひとりの特性に応じた適切な就園・就学指導のための関係機関との連携、情報の提供や相談・指導の充実に努めます。	健康推進課 子育て支援課
9 医療機関との連携による教育相談の充実	○子どもの障害や発達の状態に応じた適切な教育相談のため、医療機関との連携強化に努めます。	健康推進課
10 保育・療育・教育等の一貫した相談・指導体制の構築	○障害や発達の遅れのある子どもが、成長とともに適切な相談・指導を受けられるように、発達教育支援センター「すきっぷ」、保育園、幼稚園、学校等の関係機関との連携を強化し、相談活動を推進します。	健康推進課
11 地域子育て支援センター事業の充実	○子育て相談指導や情報提供、保護者同士や子ども同士のふれあいの場の提供など地域子育て支援センター事業の充実を図ります。	子育て支援課
12 特別支援教育の推進	○教育・医療・福祉等の専門家の意見を踏まえた就学相談活動を実施します。 ○就学後の特別支援教育に関する支援を行います。	健康推進課 学校教育課
13 特別支援教育推進体制の整備	○発達障害を含めた特別な配慮を要する児童生徒への適切な支援を行うため、各学校へ心理士や就学支援アドバイザーが専門的な支援を行います。	健康推進課 学校教育課
14 特別支援学級の整備・充実	○特別支援学級の教材・備品の整備・充実を図ります。 ○施設の整備・充実を図ります。	教育総務課
15 交流による社会性向上	○社会福祉協議会の活動を支援し、作品展の開催やサロンの設置等、障害者や障害者関係団体等の交流、社会参加を促進します。	地域福祉課
16 学校施設の整備・充実	○大規模改修等に合わせたバリアフリー化を推進します。	教育総務課
17 放課後児童健全育成の促進	○担当指導員追加雇用に対する委託料加算及び障害児受け入れのための施設改修や備品の購入等に係る経費について補助金を交付し、民間学童保育所の障害のある児童の受け入れを促進します。	子育て支援課
18 障害児通所支援の充実	○児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援の充実を図ります。	障害福祉課

②雇用・就業の促進

[施策の方針]

障害のある人の就労意欲を支援し、その適正や能力に応じて希望する就労ができる地域づくりを目指します。一般就労者も地域の就労支援施設利用者も、地域で賃金を得てその人らしい自立した生活を送ることは、社会参加と自己実現の観点からも重要です。就労機会の拡大に努めるとともに、就労する障害のある人の支援を行います。また、就労を受け入れる企業への支援を行います。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 雇用促進のための啓発の強化	○障害のある人の雇用に関する理解を深めるための意識啓発を強化します。	商工観光課
2 就労支援に関わるネットワークの強化	○公共職業安定所（ハローワーク）との連携による障害の程度や能力に応じた仕事の斡旋・相談の充実を図ります。 ○児玉郡市障害者自立支援協議会の就労支援部会などによるネットワークの強化を図ります。	障害福祉課
3 雇用拡大の推進	○障害のある人の採用を推進します。	行政管理課
4 企業への障害者雇用の要請	○市内・近隣企業への障害者雇用の推進・協力を要請します。	障害福祉課
5 雇用に関する各種助成制度の周知	○埼玉県やハローワークなどの関係機関との連携による、事業主を対象とした障害のある人の雇用に関する各種助成制度や障害者雇用率の周知を徹底します。	商工観光課
6 児玉郡市障がい者就労支援センターの充実	○就職支援、職場開拓、職場定着支援、生活相談を充実し、障害のある人の雇用と就労の安定を促進します。	障害福祉課
7 就労移行支援の充実	○職業訓練等を行う就労移行支援の充実を図ります。	障害福祉課
8 就労継続支援の充実	○一般企業における就労や福祉的就労が継続するよう支援の充実を図ります。 ○企業等に対する啓発を通じて施設等への発注を促し、福祉的就労の充実を図ります。 ○福祉的就労の場の確保、一般就労への準備としての機能の充実を図ります。	障害福祉課
9 職親制度の充実	○知的障害のある人等を住み込みや通いで雇用し、生活指導や就労指導を行う職親委託制度の継続利用を促進します。	障害福祉課
10 優先調達推進の推進	○障害者優先調達推進法に基づき、本市が行う物品等の調達の推進を図ります。	障害福祉課

③社会参加基盤の確保

[施策の方針]

障害のある人にとって移動手段の確保は大きな課題の1つであることから、デマンドバスや路線バス、電車などの公共交通機関の利便性向上を推進します。また、公共交通機関の利用にあたっては、障害のある人が安心して利用できるよう、施設・設備の安全性向上を図ります。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 公共交通の充実	○路線バス・デマンドバス・シャトルバスのノンステップ化を推進します。 ○ユニバーサルデザインに対応した案内表示等の整備を推進します。	企画課
2 公共交通における安全性の確保	○視覚障害のある人の接触事故や転落事故を防止するため、本庄駅のホームに内方線付き点状ブロックの整備を進めます。	企画課
3 移動手段の確保	○多様化するニーズに対応し、交通事業者などと連携した移動手段の確保に努めます。	障害福祉課

④健康づくりの推進

[施策の方針]

心身ともに健康であることは、障害の有無に関わらず、生活の質の向上にとって非常に重要な要素です。市民が自ら健康づくりに取り組むため、生活習慣の改善に向けた啓発・指導を行います。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 健康づくりの推進・啓発	○食生活や運動など健康づくりに向けた生活習慣改善の啓発・指導を推進します。	健康推進課

(2) 生きがいの創出

①多様な学習活動への参加促進

[施策の方針]

生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができる環境の整備は障害の有無に関わらず、全ての人にとって重要です。障害のある人でも、自分で学習内容や取り組みを主体的に選択し、より豊かな人生を送ることができるような条件の整備を進めます。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 生涯学習講座の充実	○福祉関連の講座やプログラムの充実を図ります。 ○障害のある人が参加できる環境を整備します。	生涯学習課
2 生涯学習プログラムの充実	○障害のある人を対象としたプログラムや障害のない人と一緒に参加できるプログラムを企画します。	生涯学習課
3 生涯学習施設の確保・充実	○生涯学習施設のバリアフリー化を促進します。 ○関係機関との協力による生涯学習の場を確保・拡大します。	生涯学習課
4 芸術・文化活動の促進	○文化祭等各種イベントへの障害のある人の参加を促進します。 ○日常的な芸術・文化活動を促進します。	生涯学習課

②スポーツ、レクリエーション活動への参加促進

[施策の方針]

スポーツやレクリエーション活動は、健康づくりと交流の促進を通じて、社会参加を促進する重要な役割を果たしています。障害のある人が自分にあったスポーツやレクリエーション活動に参加し、仲間と楽しい時間を共有することのできる機会を提供します。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 スポーツ、レクリエーション活動の充実	○指導者を確保して、障害のある人が取り組みやすいスポーツやレクリエーション活動の充実に図ります。	体育課 障害福祉課
2 スポーツ施設の確保・充実	○障害のある人の利用を前提としたスポーツ施設の整備・充実に努めます。 ○障害者スポーツの身近な施設として学校の施設開放を促進します。 ○障害者スポーツの拠点として本庄総合公園体育館、児玉総合公園体育館の設備の充実に図ります。	体育課
3 老人・身体障害者合同スポーツ大会の開催	○年1回の合同スポーツ大会を開催します。 ○高齢者や身体障害者が参加しやすいスポーツ大会として内容の充実に図ります。	地域福祉課 障害福祉課

③交流活動の促進

[施策の方針]

地域の人々が障害の有無に関わらず、ともにふれあい、活動することができるよう、市ぐるみ、地域ぐるみで障害のある人もない人も参加しやすい交流やふれあいの機会を充実させるとともに、障害のある人の積極的な参加の促進を図ります。

■主要事業■

主要事業	事業の概要	担当課
1 ふれ愛祭の開催	○日頃の活動成果発表と交流の拡大を促進します。 ○障害のある人の参加を支援するボランティアの参加を促進します。	障害福祉課
2 地域活動支援センターの充実	○創作活動や生産活動機会の提供、地域との交流等を行う地域活動支援センターの設置を支援します。	障害福祉課

第3節 計画の推進

本計画の推進にあたっては、施策・事業の実施に留まらず、評価・見直しを円滑に行っていく必要があります。

（１）庁内における体制

計画の推進にあたっては、国・県の関係行政機関と連携しつつ、関係各課・係との連携による施策・事業評価を実施するとともに、施策・事業調整機関としての「障害者計画庁内検討会議」を定期的開催します。

（２）全市的体制

計画の進捗評価、円滑な見直しを図るため、「本庄市障害者施策推進協議会」（仮称）を設置し、定期的な評価・検討を行います。また、国の動向に対応し、新たに検討が必要となる事項の整理・検討を進めます。

第5期本庄市障害福祉計画・ 第1期本庄市障害児福祉計画

**平成30年度～平成32年度
(2018年度～2020年度)**

第1章 障害福祉計画における目標

第1節 平成32年度（2020年度）の数値目標

本市では、国の「基本指針」及び埼玉県の方針に基づき、本計画の計画期間（平成30～32年度（2018～2020年度））における成果目標を次の通り設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の基本指針

○地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成32年度（2020年度）末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

■目標設定にあたっての考え方

本市における地域生活移行者数は、施策の推進等により、ここ数年は1、2名で推移しています。現在、施設に入所している人は重度障害である等の理由により、自宅で介護することが困難な人が多く、また、新規の施設入所者数の増加により平成29年度における施設入所者数は、105人となる見込みです。このほか、県全体で見ても、施設入所の待機者が多くいる状態です。

施設入所者の削減については、埼玉県の方針も踏まえ、本計画においては目標として設定せず、地域生活への移行者数の目標を10名（移行割合9.9%）として定めます。

■施設入所者数等の推移■

（単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年 （推計値）
施設入所者数 （各年度末）	97	95	99	101	105
地域生活移行者数	0	1	2	2	2
新規の施設入所 支援者数	5	5	5	6	5

■数値目標■

平成28年度末時点の入所者数	平成32年度（2020年度）末時点の入所者数 【目標値】
101人	設定しない
地域生活移行者数 【目標値】	地域生活への移行割合 【目標値】
10人	9.9%
施設入居者の削減数 【目標値】	施設入所者の削減割合 【目標値】
設定しない	設定しない

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本指針

- 平成32年度（2020年度）末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- 平成32年度（2020年度）末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。ただし、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
- 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上の長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、平成32年度（2020年度）末の精神病床における65歳以上の1年以上の長期入院患者数及び埼玉県において算定した平成32年度（2020年度）末の精神病床における65歳未満の1年以上の長期入院患者数の目標値を設定する。
- 地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障害のある人の退院に関する目標値として、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84%以上とし、入院後1年時点の退院率については90%以上とすることを基本とする。

■目標設定にあたっての考え方

平成32年度（2020年度）末までに、協議会やその専門部会など、保健、医療、福祉関係者による協議の場を本庄市、美里町、神川町及び上里町（以下「児玉郡市（1市3町）」という。）の共同で設置します。

（3）地域生活支援拠点等の整備

■国の基本指針

- 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成32年度（2020年度）末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

■目標設定にあたっての考え方

障害のある人の高齢化、重度化や親亡き後については、アンケート調査からも多くの介護者の人が不安を訴えている状況がみてとれます。相談や体験の機会・場など、地域生活支援拠点等に求められる機能を果たせるよう、児玉郡市（1市3町）において地域生活支援拠点等を整備していきます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本指針

- 平成32年度（2020年度）中に一般就労に移行する者を平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。
- 平成32年度（2020年度）末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを基本とする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。
- 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

■目標設定にあたっての考え方

本市の福祉施設からの一般就労者数は、年度によって変動はありますが、3人から9人で推移しています。また、就労移行支援事業利用者数は、近年は40人弱となっています。

■福祉施設からの一般就労者数等の推移■

（単位：人、事業所）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年 （推計値）
福祉施設からの一般就労者数（A）	3	7	3	9	4
就労移行支援事業利用者数（B）	7	26	36	38	38
就労移行支援事業所数（C）	0	1	1	1	2
上記（C）のうち就労移行率が3割以上の事業所数	0	1	1	1	1

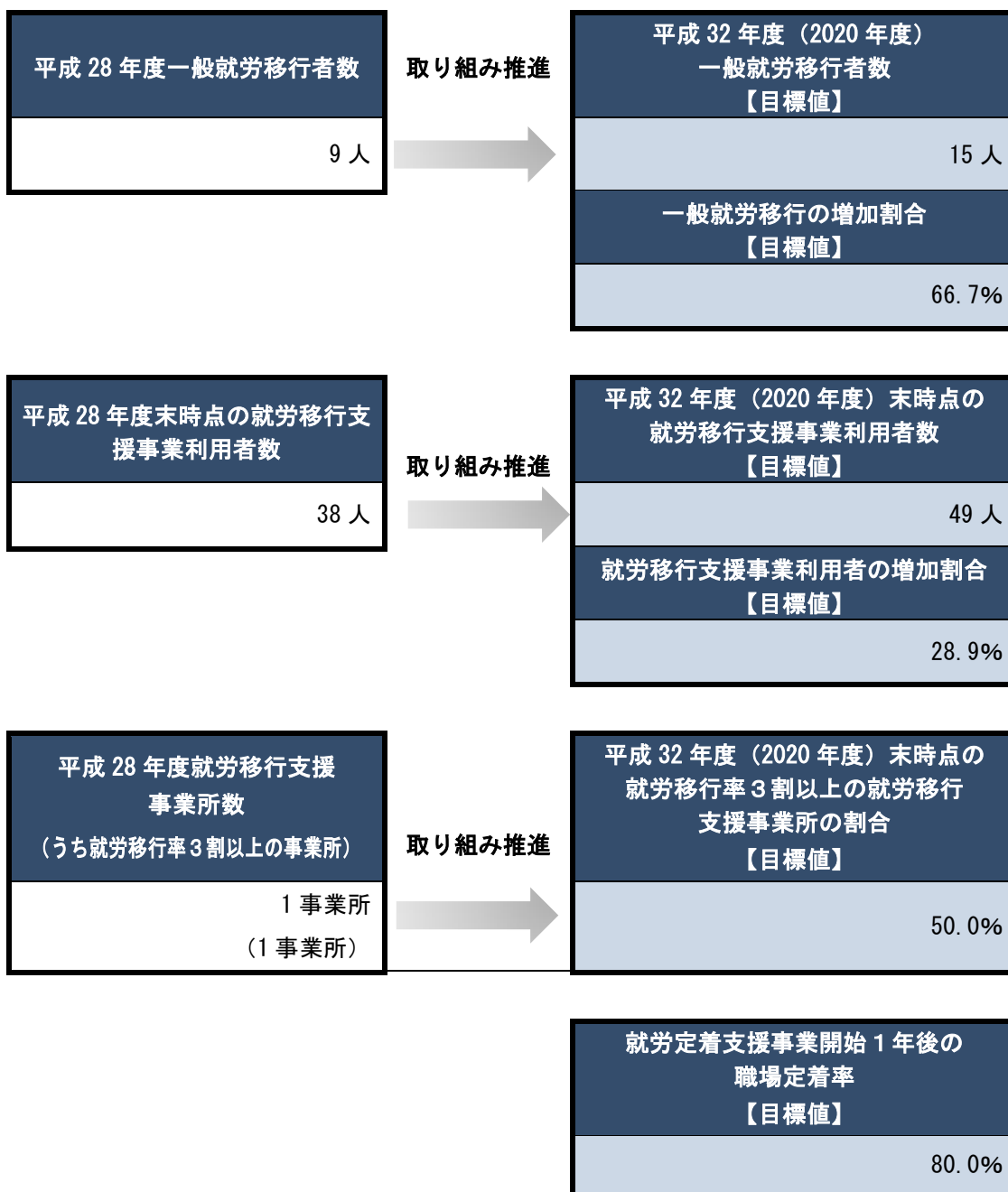
児玉郡市障害者自立支援協議会の就労支援部会を中心として各種関係機関との連携体制を整備するとともに、福祉施設における就労支援の強化や、就労移行支援事業と連携した福祉施設から一般就労への移行促進に取り組みます。

また、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障害のある人に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害のある人の雇用全体についての取り組みを推進します。

さらに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が平成25年4月1日に施行されており、本市では、調達先の提供可能な役務・物品と市内部の需用の調整を図り、できる限り障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ります。

障害のある人本人の状況や保護者の意向を十分に勘案しつつ、障害のある人の就労支援強化等を図り、各目標を次のように定めます。

■数値目標■



（５）障害児支援の提供体制の整備等

■国の基本指針

- 平成32年度（2020年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 平成32年度（2020年度）末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 平成32年度（2020年度）末までに、主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 平成30年度（2018年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

■目標設定にあたっての考え方

教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

■数値目標■

項目	目標値等	備考
児童発達支援センターの設置数 （平成32年度（2020年度）末まで） 【目標値】	1箇所	児玉郡市（1市3町）での設置
保育所等訪問支援体制の構築 （平成32年度（2020年度）末まで） 【目標値】	実施	本庄市での構築
主に重度心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所の設置数 （平成32年度（2020年度）末まで） 【目標値】	1箇所	児玉郡市（1市3町）での設置
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数 （平成32年度（2020年度）末まで） 【目標値】	1箇所	児玉郡市（1市3町）での設置
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置数 （平成30年度（2018年度）末まで） 【目標値】	1箇所	児玉郡市（1市3町）での設置

第2章 サービス等の見込み量とその確保方策

第1節 訪問系サービス

(1) 各種サービスの概要

訪問系サービスに含まれる各サービスの内容は以下の通りです。

■サービスの内容■

サービス名	サービスの内容
①居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。 障害のある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。 このサービスでは、生活全般について介護サービスを提供することで、常に介護が必要な重い障害のある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。
③行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。 障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障害や精神障害のある人の社会参加と地域生活を支援します。
④同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。 単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障害のある人の社会参加や地域生活において無くてはならないサービスです。
⑤重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。 このサービスでは、様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、たとえ最重度の障害のある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

(2) サービス量の実績

訪問系サービスは障害のある人の地域での自立した生活を支える必要不可欠なサービスです。居宅介護については、利用人数が増加しています。

■サービス量の実績■

単位	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
平均利用時間 (時間／月)	811	763	1,056
平均利用者数 (人／月)	50	52	71

(3) 見込み量の考え方

計画期間におけるサービス量の見込みは以下の通りです。地域生活への移行推進に伴い、訪問系サービスの利用は増加するものと見込まれます。平成 30 年度（2018 年度）の法律改正により、重度訪問介護での医療機関に入院した者への支援が可能となるため、重度訪問介護における利用も含めて見込み量を設定します。

■サービス量の見込み■

単位	見込み		
	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
平均利用時間 (時間／月)	1,548	1,800	2,052
平均利用者数 (人／月)	86	100	114

【確保の方策】

今後も、民間事業者による確保を図ります。

第2節 日中活動系サービス

(1) 各種サービスの概要

日中活動系サービスに含まれる各サービスの内容は以下の通りです。

■サービスの内容■

サービス名	サービスの内容
①生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
②自立訓練（機能訓練）	身体障害のある人または難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
③自立訓練（生活訓練）	知的障害または精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
④就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
⑤就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
⑥就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。 このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。

サービス名	サービスの内容
⑦就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
⑧療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。 このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。
⑨短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。 このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

(2) サービス量の実績

第4期計画における日中活動系サービスの実績は以下の通りです。生活介護の利用者が増加傾向にあります。また、就労移行支援、就労継続支援（B型）は事業所の新設等に伴い、大幅に利用が伸びています。

■サービス量の実績■

サービス	単位	実績		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
生活介護	延べ利用日数 (人日/月)	3,122	3,162	3,200
	平均利用者数 (人/月)	156	159	160
自立訓練 (機能訓練)	延べ利用日数 (人日/月)	3	36	21
	平均利用者数 (人/月)	1	2	1
自立訓練 (生活訓練)	延べ利用日数 (人日/月)	16	37	48
	平均利用者数 (人/月)	3	4	3
就労移行支援	延べ利用日数 (人日/月)	354	331	608
	平均利用者数 (人/月)	36	38	38

サービス	単位	実績		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
就労継続支援 (A型)	延べ利用日数 (人日/月)	9	44	45
	平均利用者数 (人/月)	3	3	3
就労継続支援 (B型)	延べ利用日数 (人日/月)	2,129	2,236	2,700
	平均利用者数 (人/月)	145	141	150
就労定着支援	平均利用者数 (人/月)			
療養介護	利用者数 (人/月)	10	10	10
短期入所 (福祉型)	延べ利用日数 (人日/月)	50	63	200
	利用者数 (人/月)	28	20	25
短期入所 (医療型)	延べ利用日数 (人日/月)	5	10	30
	利用者数 (人/月)	2	5	15

(3) 見込み量の考え方

計画期間におけるサービス量の見込みは以下の通りです。自立訓練（機能訓練・生活訓練）、短期入所（福祉型）などは地域生活への移行を踏まえ、設定します。また、短期入所（医療型）については、医療的ケア児の受け入れについての国の指針を踏まえ、増加を見込んでいます。

■サービス量の見込み■

サービス	単位	見込み		
		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
生活介護	延べ利用日数 (人日/月)	3,280	3,360	3,440
	平均利用者数 (人/月)	164	168	172
自立訓練 (機能訓練)	延べ利用日数 (人日/月)	44	44	44
	平均利用者数 (人/月)	2	2	2

サービス	単位	見込み		
		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自立訓練 (生活訓練)	延べ利用日数 (人日/月)	88	110	132
	平均利用者数 (人/月)	4	5	6
就労移行支援	延べ利用日数 (人日/月)	688	736	784
	平均利用者数 (人/月)	43	46	49
就労継続支援 (A 型)	延べ利用日数 (人日/月)	60	60	60
	平均利用者数 (人/月)	4	4	4
就労継続支援 (B 型)	延べ利用日数 (人日/月)	2,826	2,916	3,006
	平均利用者数 (人/月)	157	162	167
就労定着支援	平均利用者数 (人/月)	3	4	5
療養介護	利用者数 (人/月)	10	11	11
短期入所 (福祉型)	延べ利用日数 (人日/月)	240	280	320
	利用者数 (人/月)	30	35	40
短期入所 (医療型)	延べ利用日数 (人日/月)	40	50	60
	利用者数 (人/月)	20	25	30

【確保の方策】

今後も専門的な技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、各関係機関との連携による情報提供に努めます。

第3節 居住系サービス

(1) 各種サービスの概要

居住系サービスに含まれる各サービスの内容は以下の通りです。

■サービスの内容■

サービス名	サービスの内容
①自立生活援助	集団生活ではなく一人暮らしを希望する障害者のうち、知的障害や精神障害により理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
②共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。
③施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障害のある人の日常生活を一体的に支援します。

(2) サービス量の実績

第4期計画における居住系サービスの実績は以下の通りです。施設入所支援については、新規の施設入所は待機者が多く、困難な状態となっています。

■サービス量の実績■

サービス	単位	実績		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
自立生活援助	利用者数 (人/月)			
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	59	63	70
施設入所支援	利用者数 (人/月)	99	101	105

(3) 見込み量の考え方

計画期間におけるサービス量の見込みは以下の通りです。今後もグループホームの利用を促進することにより、障害のある人の地域生活を支援していきます。

■サービス量の見込み■

サービス	単位	見込み		
		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自立生活援助	利用者数 (人/月)	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	78	86	94
施設入所支援	利用者数 (人/月)	105	105	105

【確保の方策】

自立生活援助については、サービスの提供が可能な事業者の確保を図ります。また、地域移行の推進に伴い、グループホームの新設を支援していきます。

第4節 相談支援

(1) 各種サービスの概要

相談支援に含まれる各サービスの内容は以下の通りです。

■サービスの内容■

サービス名	サービスの内容
①計画相談支援	サービス等利用計画の作成、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
②地域移行支援	退所・退院後の住居の確保その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行います。
③地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性が原因で生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を図ります。

(2) サービス量の実績

第4期計画における相談支援の実績は以下の通りです。

■サービス量の実績■

サービス	単位	実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (推計値)
計画相談支援	利用者数 (人)	182	221	233
地域移行支援	利用者数 (人)	0	0	0
地域定着支援	利用者数 (人)	0	0	0

(3) 見込み量の考え方

計画期間におけるサービス量の見込みは以下の通りです。計画相談支援については、計画相談導入率の向上を図るとともに、新規事業所の設置も進めていきます。また、地域移行支援、地域定着支援による地域生活の支援を図ります。

■サービス量の見込み■

サービス	単位	見込み		
		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
計画相談支援	利用者数 (人)	300	370	440
地域移行支援	利用者数 (人)	4	4	4
地域定着支援	利用者数 (人)	4	4	4

【確保の方策】

専門的な技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

第3章 地域生活支援事業

第1節 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業とは、市区町村と都道府県が独自に行うサービスで、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、計画的に事業を実施するものです。本事業は、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目指しています。

本市では、次に示す15事業の実施、あるいは実施に向けた検討を行っており、第5期計画においても、引き続き各事業における取り組みを進めていきます。

■本庄市が実施する地域生活支援事業■

(1) 理解促進研修・啓発事業	(9) 移動支援事業
(2) 自発的活動支援事業	(10) 地域活動支援センター事業
(3) 相談支援事業	(11) 訪問入浴サービス事業
(4) 成年後見制度利用支援事業	(12) 日中一時支援事業
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	(13) 巡回支援専門員整備事業
(6) 意思疎通支援事業	(14) 社会参加支援事業
(7) 日常生活用具給付等事業	(15) 就業・就労支援事業
(8) 手話奉仕員養成研修事業	

第2節 各事業における確保の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去し、障害のある人等への理解を深めるため、研修・啓発を行います。

【事業の実績と見込み】

本庄保健所と共催で、ひきこもり・不登校講演会等を開催し、障害のある人や障害に対する理解や対応についての学習の場を設けることを目的として実施しました。市広報で全戸にお知らせとして周知し、対象者も本庄保健所管内としたことで広域的な住民の参加がありました。

また、障害者差別解消法の施行に伴い、市職員や民生委員・児童委員等を対象とした研修会の実施や、市内事業者に対し説明会を実施するなど周知・啓発を行いました。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実績値	実施	実施	実施
		計画値	実施	実施	実施
障害者差別解消法の周知・啓発	実施の有無		実施	実施	実施

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
障害者差別解消法の周知・啓発	実施の有無	実施	実施	実施

【確保の方策】

今後も研修等のテーマの設定等に工夫をし、事業を行います。

また、引き続き「障害者差別解消法」の周知に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【事業の実績と見込み】

第4期では実施していません。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
自発的活動支援事業	実施の有無	実績値	未実施	未実施	未実施
		計画値	検討	検討	実施

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	検討	検討	実施

【確保の方策】

多くの障害のある人、その家族、地域住民等の自発的活動について、避難行動要支援者への対応などとの連携を踏まえ、実施団体等への委託・補助など様々な事項について、平成 30 年度（2018 年度）以降も検討を進め、平成 32 年度（2020 年度）までの実施を目指します。

（3）相談支援事業

①障害者相談支援事業

障害のある人等の福祉に関する様々な問題について障害のある人等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

②基幹相談支援センター

総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。

③基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

④住宅入居等支援事業

公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障害のある人を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

【事業の実績と見込み】

身体・知的・精神の障害別に相談支援事業を実施しました。①福祉サービスの利用援助、②社会資源を利用するための支援、③社会性活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤権利擁護のために必要な援助、⑥専門機関の紹介などを継続的に実施するため職員を確保しています。第5期計画では実施箇所数の変更は見込んでいませんが、平成32年度（2020年度）までの基幹相談支援センターの設置を検討していきます。

また、未実施となっている事業については、平成32年度（2020年度）の実施に向けた検討を行います。

相談支援事業の実施主体

- 身体：障害者生活支援センターさわやか（社会福祉法人友愛会）
- 知的：障害者生活支援センターさわやか（社会福祉法人梨花の里）
- 精神：障害者生活支援センターみさと（社会福祉法人美里会）

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
障害者相談支援事業	実施 箇所数	実績値	3	3	3
		計画値	3	3	3
	(身体障害者)	実施 箇所数	1	1	1
	(知的障害者)	実施 箇所数	1	1	1
	(精神障害者)	実施 箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の 有無	実績値	未実施	未実施	未実施
		計画値	検討	検討	実施
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の 有無	実績値	実施	実施	実施
		計画値	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の 有無	実績値	未実施	未実施	未実施
		計画値	検討	検討	実施

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3
(身体障害者)	実施箇所数	1	1	1
(知的障害者)	実施箇所数	1	1	1
(精神障害者)	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	検討	検討	実施
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	検討	検討	実施

【確保の方策】

障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業は、児玉郡市（1市3町）での共同事業として委託により実施しており、第5期計画でも同様に実施します。

基幹相談支援センターについては、児玉郡市障害者自立支援協議会を通して検討を進めていきます。

住宅入居等支援事業については、障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業の中での実施を検討します。

（４）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。障害者虐待や家族の高齢化への対応により、今後は制度の利用が増える見込まれます。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
成年後見制度利用支援事業	件／年	実績値	1	0	2
		計画値	1	1	1

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度利用支援事業	件／年	3	4	5

【確保の方策】

事業周知に向けた施策と合わせて実施していきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見活動を支援します。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の 有無	実績値	未実施	未実施	未実施
		計画値	検討	検討	実施

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	検討	検討	実施

【確保の方策】

本市では、本庄市社会福祉協議会に委託している市民後見人育成研修を通じ、市民後見人の育成・活用を図ります。また、関係団体等と連携し、地域の活動を支援する方策を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、障害のある人等とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
手話通訳者派遣事業	件／月	実績値	73	76	91
		計画値	62	72	82
要約筆記者派遣事業	件／月	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
手話通訳者設置事業	実施の有無	実績値	未実施	未実施	未実施
		計画値	検討	検討	実施

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話通訳者派遣事業	人／月	100	109	118
要約筆記者派遣事業	件／月	1	1	1
手話通訳者設置事業	実施の有無	検討	検討	検討

【確保の方策】

手話通訳者派遣事業の利用は毎年増加しており、今後も利用が増加すると思われます。

平成 30 年（2018 年）4 月 1 日施行の本庄市手話言語条例では、手話を使いやすい環境整備を行うことを基本理念としており、その取り組みの 1 つとして、手話通訳者派遣事業の充実を図ります。

手話通訳者の養成は、県の事業を活用しつつ計画的に行います。

また、広域的な派遣制度の構築については、県等の関係機関にも積極的に働きかけを行います。

(7) 日常生活用具給付等事業

障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付、または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
①介護・訓練支援用具	件／年	実績値	0	2	5
		計画値	5	5	5
②自立生活支援用具	件／年	実績値	9	14	12
		計画値	11	11	11
③在宅療養等支援用具	件／年	実績値	7	0	7
		計画値	7	7	7
④情報・意思疎通支援用具	件／年	実績値	15	23	30
		計画値	19	19	19
⑤排泄管理支援用具	件／年	実績値	1,534	1,689	1,604
		計画値	1,563	1,563	1,563
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件／年	実績値	2	2	2
		計画値	2	2	2

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
①介護・訓練支援用具	件／年	5	5	5
②自立生活支援用具	件／年	13	15	16
③在宅療養等支援用具	件／年	7	7	7
④情報・意思疎通支援用具	件／年	36	44	53
⑤排泄管理支援用具	件／年	1,624	1,645	1,666
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件／年	2	2	2

【確保の方策】

今後もニーズ等の情報収集に努め、必要な給付を行っていきます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。平成27年度までは申込者の半数が本庄市分となっていました。平成28年度から申込者の3分の2が本庄市分となっています。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (推計値)
手話奉仕員養成研修事業	人／年	実績値	10	22	22
		計画値	15	15	15

■事業の見込み■

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
手話奉仕員養成研修事業	人／年	30	30	30

【確保の方策】

入門編と基礎編を隔年で開催しています。今後も計画的に講座を開催し、現在と同程度の規模で継続していく見込みです。今後は、研修を修了した人の登録制度等、地域での活躍に向けた取り組みについても検討していきます。

(9) 移動支援事業

一人で外出するのが困難な障害のある人等の余暇活動等の社会参加のために、外出の際の移動の支援を行います。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。行動援護等への移行を踏まえて見込みを立てています。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
移動支援事業	実利用 人数 人／年	実績値	13	12	13
		計画値	15	15	15
	延べ利用 時間 時間／年	実績値	1,797	1,360	1,371
		計画値	2,775	2,775	2,775

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
移動支援事業	実利用人数 人／年	13	13	13
	延べ利用時間 時間／年	1,371	1,371	1,371

【確保の方策】

専門的な技術を持つ登録事業者に補助金の交付をすることにより、適切なサービスの提供を支援します。

(10) 地域活動支援センター事業

障害のある人の地域生活を支援するために、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜供与を行います。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
地域活動支援センター (自市町村分)	実施 箇所数	実績値	2	2	2
		計画値	2	2	2
	実利用 人数 人／年	実績値	39	39	39
		計画値	39	39	39
地域活動支援センター (他市町村分)	実施 箇所数	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
	実利用 人数 人／年	実績値	20	20	20
		計画値	20	20	20

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
地域活動支援センター (自市町村分)	実施箇所数	2	2	2
	実利用人数 人／年	39	39	39
地域活動支援センター (他市町村分)	実施箇所数	1	1	1
	実利用人数 人／年	20	20	20

【確保の方策】

デイケアひまわり（身体・知的）、みさと（精神）、ポノポノ（精神）の3箇所を設置します。みさと（精神）、ポノポノ（精神）は、児玉郡市（1市3町）での共同事業として委託で行います。

引き続き現状のサービスを維持していきます。

(11) 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の身体障害のある人に、訪問により居宅において移動入浴車又は浴槽を提供して入浴サービスを行います。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。利用者が増加傾向にあります。現時点での利用者の家族による入浴介助が困難になることも想定し、今後も利用は増加するものと見込みます。さらに、地域移行が進んだ場合も、利用は増加するものと見込まれます。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
訪問入浴サービス	回／年	実績値	190	234	282
		計画値	260	260	260

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問入浴サービス	回／年	313	347	385

【確保の方策】

専門的な技術を持つ事業所に委託し、適切なサービスを提供します。

(12) 日中一時支援事業

障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。地域移行の推進を考慮し、利用の増加を見込みます。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
日中一時支援事業	人／年	実績値	18	18	20
		計画値	20	20	20

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
日中一時支援事業	人／年	20	20	24

【確保の方策】

サービス提供量と近くでのサービス事業所の選択を増やし、利用者の便宜を図るための事業所の新規登録を支援します。登録事業所にサービス利用に応じ補助金を交付し、事業の支援を行います。

(13) 巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、発達障害児の早期発見を行うとともに、保護者や職員に対し、子どもの特徴にあった支援の方法などを助言します。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。巡回相談、コンサルティング、1年生巡回、5歳児相談を行っています。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
巡回支援専門員 整備事業	延べ訪問 回数 回／年	実績値	164	160	167
		計画値	219	219	219

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
巡回支援専門員 整備事業	延べ訪問回数 回／年	178	178	178

【確保の方策】

多くの子どもの支援が行えるよう、引き続き充実を図ります。

(14) 社会参加支援事業

障害のある人の自立や社会参加を促進するため、様々な環境整備、各種支援を行っていく必要があります。地域の障害のある人のニーズを把握し、効果的な実施を図っています。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
①スポーツ、文化、芸術活動	延べ人数 人／年	実績値	1,159	735	800
		計画値	1,135	1,321	1,507
②点字・声の広報発行	実利用者数 人／年	実績値	10	10	10
		計画値	10	10	10
③自動車改造費助成	件／年	実績値	4	6	6
		計画値	6	6	6
④自動車運転免許取得費助成	件／年	実績値	2	1	2
		計画値	3	3	3
⑤重度障害者燃料費助成	件／年	実績値	3,343	3,722	4,000
		計画値	3,685	3,989	4,293
⑥重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業	件／年	実績値	3,165	2,230	3,140
		計画値	4,104	4,288	4,475

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
①スポーツ、文化、芸術活動	延べ人数 人／年	968	1,136	1,304
②点字・声の広報発行	実利用者数 人／年	10	10	10
③自動車改造費助成	件／年	6	6	6
④自動車運転免許取得費助成	件／年	2	2	2
⑤重度障害者燃料費助成	件／年	4,188	4,385	4,591
⑥重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業	件／年	3,200	3,260	3,320

【確保の方策】

スポーツ、文化、芸術活動については児玉郡市（1市3町）での共同事業として、委託により実施します。また、点字・声の広報発行事業はボランティアグループ等へ委託して実施します。

（15）就業・就労支援事業

職親委託制度として、職親として登録されている民間事業者に知的障害のある人に対する生活指導及び技能習得訓練等を委託しています。

【事業の実績と見込み】

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。

■事業の実施状況■

事業名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
知的障害者職親委託制度	箇所	実績値	3	3	3
		計画値	3	3	3

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
知的障害者職親委託制度	箇所	3	3	3

【確保の方策】

引き続き現状のサービスを維持していきます。

第3節 地域生活支援事業実績と見込み（総括表）

■地域生活支援事業の実績値（総括表）■

事業名			単位	H27	H28	H29
(1) 理解促進研修・啓発事業			実施の有無	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業			実施の有無	未実施	未実施	未実施
(3) 相談支援事業	①相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所	3	3	3
		基幹相談支援センター	設置の有無	未実施	未実施	未実施
	②基幹相談支援センター等機能強化事業		実施の有無	実施	実施	実施
	③住宅入居等支援事業		実施の有無	未実施	未実施	未実施
(4) 成年後見制度利用支援事業			件／年	1	0	2
(5) 成年後見制度法人後見支援事業			実施の有無	未実施	未実施	未実施
(6) 意思疎通支援事業	①手話通訳者派遣事業		件／年	73	76	91
	②要約筆記者派遣事業		件／年	1	1	1
	③手話通訳者設置事業		件／年	未実施	未実施	未実施
(7) 日常生活用具給付等事業			件／年	1,567	1,730	1,660
	①介護・訓練支援用具		件／年	0	2	5
	②自立生活支援用具		件／年	9	14	12
	③在宅療養等支援用具		件／年	7	0	7
	④情報・意思疎通支援用具		件／年	15	23	30
	⑤排泄管理支援用具		件／年	1,534	1,689	1,604
	⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		件／年	2	2	2
(8) 手話奉仕員養成研修事業			人／年	10	22	22
(9) 移動支援事業			人／年	13	12	13
			時間／年	1,797	1,360	1,371

事業名		単位	H27	H28	H29
(10) 地域活動支援センター事業		箇所	3	3	3
		人／年	59	59	59
	①Ⅰ型（自市町村分）	箇所	0	0	0
		人／年	0	0	0
	②Ⅰ型（他市町村分）	箇所	1	1	1
		人／年	20	20	20
	③Ⅱ型（自市町村分）	箇所	1	1	1
		人／年	19	19	19
	④Ⅱ型（他市町村分）	箇所	0	0	0
		人／年	0	0	0
	⑤Ⅲ型（自市町村分）	箇所	1	1	1
		人／年	20	20	20
	⑥Ⅲ型（他市町村分）	箇所	0	0	0
		人／年	0	0	0
(11) 訪問入浴サービス事業		回／年	190	234	282
(12) 日中一時支援事業		人／年	18	18	20
(13) 巡回支援専門員整備（延べ訪問回数）		延べ訪問 回数 回／年	164	160	167
(14) 社会参加 支援事業	①スポーツ、文化、芸術活動	人／年	1,159	735	800
	②点字、声の広報発行	人／年	10	10	10
	③自動車改造費補助	件／年	4	6	6
	④自動車運転免許取得費補助	件／年	2	1	2
	⑤重度障害者燃料費助成	件／年	3,343	3,722	4,000
	⑥重度心身障害者福祉タクシー利用 料金助成	件／年	3,165	2,230	3,140
(15) 就業・ 就労支援 事業					
	①知的障害者職親委託	箇所	3	3	3

※平成29年度は実績見込み。

■地域生活支援事業の見込み量（総括表）■

事業名			単位	H30	H31	H32
(1) 理解促進研修・啓発事業			実施の有無	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業			実施の有無	検討	検討	実施
(3) 相談支援事業	①相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
		基幹相談支援センター	実施の有無	検討	検討	実施
	②基幹相談支援センター等機能強化事業		実施の有無	実施	実施	実施
	③住宅入居等支援事業		実施の有無	検討	検討	実施
(4) 成年後見制度利用支援事業			件／年	3	4	5
(5) 成年後見制度法人後見支援事業			実施の有無	検討	検討	実施
(6) 意思疎通支援事業	①手話通訳者派遣事業		件／年	100	109	118
	②要約筆記者派遣事業		件／年	1	1	1
	③手話通訳者設置事業		件／年	検討	検討	検討
(7) 日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具		件／年	5	5	5
	②自立生活支援用具		件／年	13	15	16
	③在宅療養等支援用具		件／年	7	7	7
	④情報・意思疎通支援用具		件／年	36	44	53
	⑤排泄管理支援用具		件／年	1,624	1,645	1,666
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		件／年	2	2	2
(8) 手話奉仕員養成研修事業			人／年	30	30	30
(9) 移動支援事業			人／年	13	13	13
			時間／年	1,371	1,371	1,371
(10) 地域活動支援センター事業	①自市町村分	箇所	2	2	2	
		人／年	39	39	39	
	②他市町村分	箇所	1	1	1	
		人／年	20	20	20	
(11) 訪問入浴サービス事業			回／年	313	347	385
(12) 日中一時支援事業			人／年	20	20	24
(13) 巡回支援専門員整備（延べ訪問回数）			回／年	178	178	178
(14) 社会参加支援事業	①スポーツ、文化、芸術活動		人／年	968	1,136	1,304
	②点字、声の広報発行		人／年	10	10	10
	③自動車改造費補助		件／年	6	6	6
	④自動車運転免許取得費補助		人／年	2	2	2
	⑤重度障害者燃料費助成		人／年	4,188	4,385	4,591
	⑥重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成		人／年	3,200	3,260	3,320
(15) 就業・就労支援事業	①知的障害者職親委託		人／年	3	3	3

第4章 障害児支援事業

第1節 障害児通所支援

(1) 各種サービスの概要

障害児通所支援サービスに含まれる各サービスの内容は以下の通りです。

■サービスの内容■

サービス名	サービスの内容
①児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うサービスです。
②医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うサービスです。
③放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
④保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障害のある子どもが、障害のある子ども以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行うサービスです。
⑤居宅訪問型児童発達支援	平成30年度（2018年度）から開始されるサービスで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

(2) サービス量の実績

第4期計画における障害児通所支援サービスの実績は以下の通りです。

■サービス量の実績■

サービス	単位	実績		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
児童発達支援	延べ利用日数 (人日/月)	57	44	100
	利用者数 (人/月)	14	17	20
医療型児童発達支援	延べ利用時間数 (時間/月)	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0
放課後等デイサービス	延べ利用日数 (人日/月)	823	1,269	2,013
	利用者数 (人/月)	67	96	105
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	0	1	3
居宅訪問型児童発達支援	延べ利用日数 (人日/月)			
	利用者数 (人/月)			

(3) 見込み量の考え方

計画期間におけるサービス量の見込みは以下の通りです。平成30年度（2018年度）から新たに開始する居宅訪問型児童発達支援については、在宅における医療的ケア児の増加等により、今後保護者の需要が一定数見込まれます。医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を新たに見込みます。

■サービス量の見込み■

サービス	単位	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
児童発達支援	延べ利用日数 (人日/月)	110	120	130
	利用者数 (人/月)	22	24	26
医療型児童発達支援	延べ利用時間数 (人日/月)	0	0	10
	実利用者数 (人/月)	0	0	2
放課後等デイサービス	延べ利用日数 (人日/月)	2,258	2,555	2,891
	利用者数 (人/月)	119	134	152
保育所等訪問支援	延べ利用日数 (人日/月)	5	7	9
	利用者数 (人/月)	5	7	9
居宅訪問型児童発達支援	延べ利用日数 (人日/月)	2	3	4
	利用者数 (人/月)	2	3	4
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	配置人数 (人)	1	1	1

【確保の方策】

今後も専門的な技術を有する事業所へ委託し、適切なサービスの提供に努めます。

第2節 障害児相談支援

(1) サービスの概要

障害児相談支援に含まれる各サービスの内容は以下の通りです。

■サービスの内容■

サービス名	サービスの内容
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

(2) サービス量の実績

第4期計画における障害児相談支援サービスの実績は以下の通りです。

■サービス量の実績■

サービス	単位	実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (推計値)
障害児相談支援	利用者数 (人)	2	2	3

(3) 見込み量の考え方

サービスの見込み量は以下の通りです。相談支援導入率の向上を図るとともに、新規事業所の設置も進めていきます。

■サービス量の見込み■

サービス	単位	見込み		
		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	22	24	26

【確保の方策】

障害児相談支援を行う事業所が少ないため、新規の事業所開設を支援します。

資料編

計画策定に係る資料

◆策定体制

(1) 本庄市障害者計画策定協議会

○本庄市障害者計画策定協議会設置要綱

平成28年3月1日

告示第57号

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第85号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画（以下これらを「基本計画」という。）について意見を聴取するため、本庄市障害者計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、基本計画の策定その他策定に必要な事項に関して意見を述べ、助言を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員22名以内で構成し、市民又は市内の事業所、法人若しくは団体からの推薦を受けた者で次に掲げるもののうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害者本人
- (2) 障害者（児）の家族又は保護者
- (3) 障害者福祉に関して識見を有する者
- (4) 社会福祉団体の関係者
- (5) 本庄市議会議員
- (6) 公募した委員
- (7) 埼玉県職員
- (8) 本庄市及び本庄市教育委員会の職員

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

2 採決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、平成30年3月31日限りその効力を失う。

本庄市障害者計画策定協議会 委員名簿

No.	役職	団体名	氏名
1	委員長	本庄市議会	広瀬 伸一
2	副委員長	本庄市身体障害者福祉会	種村 朋文
3	委員	本庄市児玉郡広域聴覚障害者福祉協会	星野 角藏
4	委員	施設利用者	中村 清美
5	委員	本庄保健所管内精神障害者を守る会 双葉会	橋本 すみ子
6	委員	本庄ひまわり親の会	飯島 博二
7	委員	本庄市民生委員・児童委員協議会	奥沢 孝寿
8	委員	特定非営利活動法人 古太萬の会	新井 由美
9	委員	熊谷公共職業安定所本庄出張所	小林 正明
10	委員	特定非営利活動法人 児玉郡市障がい者就労支援センター	相川 優美
11	委員	社会福祉法人 はなわ福祉会	大平 直樹
12	委員	社会福祉法人 本庄ひまわり福祉会	田草川 貴
13	委員	社会福祉法人 本庄市社会福祉協議会	新井 次郎
14	委員	一般公募	栗田 恵美子
15	委員	一般公募	渡邊 あゆみ
16	委員	一般公募	大木 里美
17	委員	埼玉県本庄保健所	飯野 真理子
18	委員	埼玉県北部福祉事務所	松原 博
19	委員	埼玉県立本庄特別支援学校	間正 美恵
20	委員	本庄市福祉部	山田 由幸

(任期) 平成 28 年 5 月 16 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(2) 本庄市障害者計画策定庁内検討会議

○本庄市障害者計画策定庁内検討会議設置規程

平成29年3月31日

訓令第3号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）附則第10条に規定する市町村障害児福祉計画（以下これらを「基本計画」という。）の策定に当たり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、本庄市障害者計画策定庁内検討会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の基本方針に関すること。
- (2) 基本計画の案に関すること。
- (3) その他基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、福祉部障害福祉課長とする。
- 3 副委員長は、委員長の指名した委員をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる所属部署から選出された者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、委員長が庁内会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。

(失効)

- 2 この訓令は、平成30年3月31日限りその効力を失う。

別表（第3条関係）

区分	所属部署
委員	企画財政部企画課 市民生活部市民活動推進課 市民生活部危機管理課 福祉部地域福祉課 福祉部障害福祉課 福祉部子育て支援課 保健部健康推進課 保健部介護保険課 経済環境部商工観光課 都市整備部道路整備課 都市整備部都市計画課 都市整備部営繕住宅課 児玉総合支所市民福祉課 教育委員会学校教育課 教育委員会生涯学習課 教育委員会体育課

本庄市障害者計画策定庁内検討会議 委員名簿

No.	役 職	所 属	職 名	氏 名
1	委員長	障害福祉課	課長	永尾 仁一
2	副委員長	企画課	課長補佐兼調整係長	折茂 勝彦
3	委員	市民活動推進課	人権推進・男女共同参画係主査	内田 実紀夫
4	委員	危機管理課	課長補佐兼危機管理係長	中西 太
5	委員	地域福祉課	地域福祉推進係主査	田中 千尋
6	委員	子育て支援課	給付係長	浜野 千秋
7	委員	健康推進課	発達教育支援センター係長(技)	武正 喜美江
8	委員	介護保険課	高齢者包括支援係主査	金井 恵一
9	委員	商工観光課	課長補佐兼観光振興係長	内田 武男
10	委員	道路整備課	道路街路係 主幹(技)	斉藤 直
11	委員	都市計画課	課長補佐兼施設公園係長(技)	柴崎 幸雄
12	委員	営繕住宅課	課長補佐兼住宅係長	真尾 清隆
13	委員	児玉総合支所 市民福祉課	福祉係主査	新井 卓弥
14	委員	学校教育課	指導係指導主事	瀧澤 政明
15	委員	生涯学習課	生涯学習係主査	園木 健造
16	委員	体育課	課長補佐兼スポーツ推進係長	山田 剛

◆策定の経過

開催日等		内 容
平成 28 年	5 月 16 日	第 1 回 本庄市障害者計画策定協議会 ・ 委嘱状交付式 ・ 会長・副会長の選出 ・ 障害者計画・障害児・者福祉計画の策定について ・ 策定スケジュール
平成 29 年	5 月 23 日	第 1 回 本庄市障害者計画策定庁内検討会議 ・ 副委員長の指名 ・ 障害者計画・障害児・者福祉計画の策定について ・ アンケート調査 ・ 策定スケジュール
	6 月 5 日	第 2 回 本庄市障害者計画策定協議会 ・ アンケート調査について
	7 月 5 日～ 7 月 24 日	アンケート調査の実施 [障害者（18 歳以上）] 配付数 2,552 有効回収数 1,385 ⇒有効回収率 54.3% [障害児（18 歳未満）] 配付数 232 有効回収数 86 ⇒有効回収率 37.1% [一般市民] 配付数 1,800 有効回収数 617 ⇒有効回収率 34.3%
	8 月 17 日～ 8 月 22 日	関係者ヒアリングの実施 ・ 障害者関連団体・事業所等 16 団体参加
	10 月 2 日	第 2 回 本庄市障害者計画策定庁内検討会議 ・ アンケート調査及び関係者ヒアリングの結果報告 ・ 本庄市の現状の把握・評価・課題の抽出
	10 月 4 日	第 3 回 本庄市障害者計画策定協議会 ・ アンケート調査及び関係者ヒアリングの結果報告 ・ 本庄市の現状の把握・評価・課題の抽出

開催日等		内 容
平成 29 年	10 月 25 日	第 3 回 本庄市障害者計画策定庁内検討会議 ・計画素案の検討 ・パブリックコメントの実施について
	10 月 27 日	第 4 回 本庄市障害者計画策定協議会 ・計画素案について審議 ・パブリックコメントの実施について
平成 30 年	1 月 10 日～ 2 月 9 日	パブリックコメントの実施 ・意見募集
	2 月 26 日	第 5 回 本庄市障害者計画策定協議会 ・パブリックコメントの実施結果報告 ・計画案の審議と決定

◆用語の解説

あ 行

アウトリーチ

課題や困難を抱えた人が、自ら相談機関に出向くことが難しい場合に支援者が直接的に支援するために行う訪問支援のこと。

医療的ケア

一般的に、痰の吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等の日常生活を営むのに必要であって、医師の指示の下に行われる医行為のこと。医師や看護師等の免許を持たない者も、研修を修了し、都道府県知事の認定を受けることで、一部の医行為に限り、一定の条件下で実施できる。

NPO

「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した法人は「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。

か 行

高次脳機能障害

事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障害のこと。

合理的配慮

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること。

さ 行

埼玉県福祉のまちづくり条例

ノーマライゼーション、バリアフリーの理念のもと、福祉のまちづくりを進め、高齢者、障害者をはじめとする全ての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする条例。福祉のまちづくりを進める具体的な方策として、高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進を図るため、施設のバリアフリー化整備の基準（整備基準）の遵守を定めるとともに、生活関連施設の整備にあたっての届出の手続きなどを定めている。

埼玉県ユニバーサルデザイン推進基本指針

「すべての人に配慮して、計画・設計するユニバーサルデザイン」を埼玉県政に幅広く活用することはもとより、市町村行政や企業、県民の活動に広く普及し、定着を進め、お年寄りや障害を持つ方々、これからを担う若い人など、誰もが自由に活動し、生き生

きと豊かに生活できる「ハートいっぱい・さいたま」づくりを目指すために、埼玉県が策定した指針。

手話

ろう者がコミュニケーションをとったり、物事を考えたりするときに使うことばで、手指、体の動きや表情などを使って概念や意志を視覚的に表現する言語。

障害支援区分

障害者等の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

障害者虐待防止法

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

障害者権利条約

全ての障害者の尊厳と権利を保障するための人権条約で、2006年12月

13日に第61回国連総会において採択された。

障害者雇用促進法

障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務付けるなど、障害者の職業の安定を図るために様々な規定を設けている。正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。

障害者雇用率

常用労働者の数に対する障害者の割合のこと。身体障害者や知的障害者に一般労働者と同じ水準で常用労働者となり得る機会を与えるために、事業主等に障害者雇用達成義務が課されている。なお、平成30年度（2018年度）以降は精神障害者も算定基礎に追加される。

障害者差別解消法

障害者基本法の基本的な理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障害のある人もない人もともに暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

障害者週間

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福

祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された期間のこと。毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間となっている。

障害者就労支援センター

障害者の就労機会の拡大を図るために、市町村が設置する支援施設。障害者やその家族の求めに応じ、職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援の業務を行う。

障害者総合支援法

障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

障害者優先調達推進法

障害者就労施設等の受注の機会を確保し、施設で就労する障害者が自立した生活を送るために、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等から物品の調達を行うよう定めた法律。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。自己負担額の基本は保険適用医療費の一割であるが、所得や病状によりさらに減額される。制度の対象は、更生医療、育成医療及び精神通院医療の 3 医療。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障害の程度によって、1 級から 6 級までに区分される。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障害の程度によって 1 級から 3 級までに区分される。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人を保護、支援するため、不動産や預貯金などの財産を管理したり、生活を送るために必要な契約を結んだりする制度。

た 行

地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行い、障害者の自立した地域生活を支援する場。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域子育て支援センター

地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とした施設。

地域自立支援協議会

障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備及び関係機関、団体、事業者等との連携を図る組織。本市は美里町、神川町、上里町と「児玉郡市障害者自立支援協議会」を設置している。

点字

視覚障害者が文書を読み書きするときに用いるもの。

指先で触れて読めるように、紙面に突起した点を縦 3 点、横 2 点で組み合わせ、音を標記する文字。

特別支援学級

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。平成 19 年の学校教育法改正により、特殊学級から特別支援学級に名称変更された。

特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

な 行

難病

「①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」（厚生省「難病対策要綱」昭和 47 年）のこと。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと。

は 行

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

発達障害者支援法

発達障害を早期に見出し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

バリアフリー

障害者、高齢者等の社会的弱者が社会生活を送るうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。また、社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去すること。

ピアカウンセリング

同じ背景（障害や課題など）を持つ人同士が集まり、対等な立場で相談し、支え合うこと。

避難行動要支援者

災害時、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人のこと。例えば、高齢者、障害者など。

福祉避難所

災害時に高齢者、障害者、乳幼児等の特に支援の必要度が高い人（要配慮者）を対象に設置される避難所。避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮される必要がある。

放課後等デイサービス

学校に就学している障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する障害児通所支援。

ボランティア

一般的には、自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為、あるいはその行為をする人。

や 行

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

要約筆記

難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。

ら 行

療育

医療や訓練、教育、福祉などを通じて、障害があっても社会に適応し自立できるように育成すること。

療育手帳

厚生省事務次官通知「療育手帳制度について」に基づき交付される手帳であり、知的障害者の程度によって等級を設定している。等級は都道府県ごとに独自に設定しており、埼玉県では㊤、A、B、Cの4段階に区分している。

レスパイト

家族介護者を一時的に一定の期間、障害者のケアから解放し、それによって日頃の身体的・精神的な疲れなどから回復できるようにする援助。

**第 3 次本庄市障害者計画
第 5 期本庄市障害福祉計画
第 1 期本庄市障害児福祉計画**

平成 30 年 3 月

発 行 本 庄 市

編 集 本庄市福祉部 障害福祉課

〒367-8501 本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

電 話 0495-25-1125

F A X 0495-23-1963

E-mail syougai@city.honjo.lg.jp